

第4期 佐用町教育振興 基本計画

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度

夢ある教育 きらめきプラン

—佐用の明日を担う 心豊かな人づくり—



第4期佐用町教育振興基本計画 目次

はじめに

発刊によせて

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
(1) 策定にあたって	1
(2) 計画の構成	1
(3) 計画の内容	1
(4) 策定までの経緯	2
2 佐用町の教育	3
(1) 佐用町立学校の変遷	3
(2) 第3期佐用町教育振興基本計画の検証	5
(3) 佐用町型連携教育の推進について	18

第2章 社会情勢・教育環境の変化

1 新型コロナウイルス感染症の拡大－学校の存在	21
2 グローバル化の進展、国際情勢の不安定化	22
3 人口減少社会の進行	22
4 教育に係る国際的な動向	25
5 令和の日本型学校教育の構築	25
6 地域で育む子どもたち－「学校を核とした地域づくり」の推進	26
7 多様性と包摂性のある共生社会の実現	26
8 Society 5.0時代の到来	27
9 新しい働き方改革の推進、働き方改革のさらなる推進	27
10 震災・気象災害への対応	28

第3章 佐用町のめざす教育

1 基本理念	29
2 基本方針	31
3 基本的方向と施策	32

基本方針1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	32
(1) 「確かな学力」の育成	32
(2) 「豊かな心」の育成	35
(3) 「健やかな体」の育成	39
(4) 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成	41
(5) 特別支援教育の推進	43
(6) 幼児期の教育の充実	45
(7) 人生100年を通じた学びの推進	47
基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して 過ごせる学校・家庭・地域等の構築	49
(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進	49
(2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進	51
(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進	53
(4) 関係機関等との連携の強化	55
(5) 子どもたちの安心・安全の確保	56
基本方針3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の 整備・充実	59
(1) 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進	59
(2) 就学環境と修学環境の整備・充実	61
(3) 教職員の資質・能力の向上	62
(4) 学校の組織力の向上	64
おわりにー変化への対応ー	66
◇計画の推進と進行管理	67
◇第4期佐用町教育振興基本計画の骨子	68
◇策定委員会委員名簿	72
◇用語説明 (文中の※表示)	73

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

教育基本法第17条第2項において、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定され、地方公共団体においても、これからの教育の振興に係る計画を策定することが求められている。

佐用町においては、これまで「夢ある教育 きらめきプラン -佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり-」を基本理念とした第3期佐用町教育振興基本計画を策定し教育を推進してきた。

この度、これまでの取組の成果と課題、佐用町内外の社会情勢や教育環境の変化等を踏まえ、佐用町第2次総合計画後期基本計画や令和6年（2024年）3月に策定された第4期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）等を参酌し、第4期佐用町教育振興基本計画を策定する。

（1）策定にあたって

令和6年度中を改定期間とし、学識経験者や教育関係者、住民代表からなる第4期佐用町教育振興基本計画策定委員会を組織した。

本計画の対象期間は、令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間であり、進捗状況においては、毎年の教育委員会評価等において検証し、その結果を次年度の実施計画に反映していく。

（2）計画の構成

計画は3章で構成している。

第1章「策定にあたって」では策定の趣旨を述べるとともに、第3期佐用町教育振興基本計画を検証し、佐用町教育の現状と課題についてまとめた。

第2章「社会情勢・教育環境の変化」では、国、県の情勢を踏まえながら、佐用町の現在や予測される将来の状況、子どもたちを取り巻く環境について考察した。

第3章「佐用町のめざす教育」では、基本理念を示したのち、その実現に向けての基本方針、基本的方向、施策、主な取組について記述し、これからの佐用町教育の指針を設定した。

（3）計画の内容

計画の内容については国や県の計画を踏まえて、佐用町が所管する事業を対象とした。本町における学校教育に係る教育行政の基本的な方針を示すとともに、「佐用町

型連携教育」の推進、保幼小連携の視点を踏まえた保育・就学前教育や佐用高校との連携に係る内容についても提示している。

(4) 策定までの経緯

第4期佐用町教育振興基本計画策定委員会の設置

令和6年7月26日 ～ 令和7年3月31日

- | | | |
|---|------------------------------|-----------------|
| ① | 第1回策定委員会
・佐用町の教育の現状と課題の検討 | 令和6年7月26日 |
| ② | 第2回策定委員会
・骨子案の検討 | 令和6年9月19日 |
| ③ | 定例教育委員会
・中間報告 | 令和6年11月25日 |
| ④ | 第3回策定委員会
・素案の策定 | 令和6年12月23日 |
| ⑤ | 総合教育会議
・策定方針の提案 | 令和6年12月25日 |
| ⑥ | パブリックコメントの実施 | 令和7年1月27日～1月31日 |
| ⑦ | 第4回策定委員会（書面開催）
・最終案の決定 | 令和7年2月17日 |
| ⑧ | 定例教育委員会 議決 | 令和7年2月25日 |
| ⑨ | 第120回佐用町議会 議決 | 令和7年3月25日 |



第1回策定委員会

2 佐用町の教育

(1) 佐用町立学校の変遷

全国初の※共同設置方式による機関として佐用郡教育委員会が発足した昭和 41 年（1966 年）当時、佐用郡内の町立学校は、中学校 8 校（うち分校 2 校）、小学校 14 校であった。

昭和 46 年（1971 年）、上月中学校と久崎中学校を統合して上月中学校を開校し、三日月小学校と大畑小学校を統合して三日月小学校となった。

昭和 50 年（1975 年）、佐用中学校、同江川分校、利神中学校、同石井分校を統合して佐用中学校を開校した。

昭和 60 年（1985 年）以降は、過疎化、少子化により児童生徒数の減少が進み、この 40 年間で佐用郡内の児童生徒数は、2,000 人以上減少した。【昭和 60 年（1985 年）3,086 人、令和元年（2019 年）1,004 人、令和 6 年（2024 年）820 人】

平成 6 年（1994 年）、児童数の減少が著しい長谷、平福、石井、海内の 4 小学校を統合し、利神小学校を開校した。

平成 17 年（2005 年）10 月、佐用、上月、南光、三日月の 4 町が合併、佐用郡教育委員会が解散して佐用町教育委員会として発足するとともに、当時の全 14 小中学校が佐用町立学校となった。

平成 26 年（2014 年）、佐用小学校と江川小学校を統合して佐用小学校を、中安小学校と徳久小学校を統合して南光小学校を開校した。

平成 27 年（2015 年）、佐用郡佐用町・宍粟市事務組合立三土中学校が閉校となり、在籍していた三河地区の生徒は上津中学校へ合流することとなった。

同年、幕山小学校、上月小学校と久崎小学校の 3 校を統合し、上月小学校として開校した。

令和 2 年（2020 年）、佐用小学校と利神小学校を統合して佐用小学校を、南光小学校と三河小学校を統合して南光小学校を開校した。

この統合により、町内の小学校は 4 校、中学校は 4 校となり、現在に至る。



佐用小学校



上月小学校



南光小学校



三日月小学校



佐用中学校



上月中学校



上津中学校



三日月中学校

昭和41年	昭和46年	昭和50年	平成6年	平成26年	平成27年	令和2年	
佐用小学校	→			佐用小学校	→	佐用小学校	
江川小学校	→						
長谷小学校	→		利神小学校				
平福小学校	→						
海内小学校	→						
石井小学校	→						
幕山小学校	→				上月小学校	→	
上月小学校	→						
久崎小学校	→						
中安小学校	→			南光小学校	→	南光小学校	
徳久小学校	→						
三河小学校	→						
大畑小学校	三日月小学校	→					
三日月小学校							
佐用中学校	→	佐用中学校	→				
佐用中学校江川分校	→						
利神中学校	→						
利神中学校石井分校	→						
上月中学校	上月中学校	→					
久崎中学校							
上津中学校	→				上津中学校	→	
組合立三土中学校	→						
三日月中学校	→						

(2) 第3期佐用町教育振興基本計画の検証

第3期佐用町教育振興基本計画（計画期間：令和2年度〔2020年度〕～令和6年度〔2024年度〕）の5年間の取組について、外部評価においては「新型コロナウイルス感染症対策や*GIGAスクール構想による児童生徒一人一人のタブレット端末の配付と活用、教員の働き方改革への対応等、学校の教育活動における様々な課題について、教育委員会を中心に学校との連携により的確な対応に努め、第3期教育振興基本計画は適切に進捗した」との評価を得ている。

以下、第3期の基本理念「夢ある教育 きらめきプランー佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくりー」に基づき、第3期計画が掲げた3つの基本方針についての取組の成果と課題を、教育委員会評価をもとに検証し、今後の方向性を示した。

基本方針1

育ちの連続性を重視した「生きる力」を育む教育の推進

「生きる力」を育むため、6つの基本的方向に沿って取組を推進した。

基本的方向(1) 「確かな学力」の育成

① 学力向上の推進

検証結果

学力テストの結果を考察・分析して佐用町「確かな学力きらめきプラン」を作成し、取組の成果や課題について全教職員に周知した。各校においては、児童生徒一人一人の生活実態や学力・学習状況等を適切に把握・分析し、学習意欲の向上と基礎的・基本的な知識・技能の定着に向け、兵庫型学習システム等を活用してきめ細やかな指導を行ったり、わかる授業の実現に向け、指導方法の工夫・改善に取り組んだりした。

今後の方針

兵庫型学習システム加配教員による専科の授業や少人数授業、交換授業等の成果や課題を定期的に振り返り、効果的できめ細やかな指導を今後も継続していく。

② 国際化に対応する教育の推進

検証結果

小学校での「外国語活動」や「外国語科」の授業を専科の教員が担当することで、小・中を通じた外国語教育の充実を図り、9年間で「聞く」「読む」「話す」「書く」の4つの技能がバランスよく総合的に育成できるように授業改善を図った。また、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等全ての教育活動を通じて、異なる文化を尊重し様々な国や地域の人々と共生する心や態度を育てた。

今後の方針

※グローバル化がさらに進展する社会において将来活躍できる児童生徒を育成するために、豊かな語学力やコミュニケーション能力、主体性や創造性、チャレンジ精神等を持って行動できる能力や態度を培うなど、国際理解を深める取組の充実を図る。

③ 理数教育の充実

検証結果

理科、算数・数学に対する興味・関心や学習意欲を高めるために、知的好奇心や探究心を喚起する魅力ある授業づくりに努め、観察・実験等の体験的な学習活動や、数・式・図等を用いた数学的活動等の充実を図り、数学的・科学的なものの見方を育む授業づくりにも取り組んだ。

今後の方針

科学技術がさらに加速度的に進展する社会において、将来、児童生徒が活躍できるよう、科学技術の土台である理数教育の充実を図り、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせ、粘り強く探究する意欲・態度を育成していく。

④ 情報活用能力の育成

検証結果

児童生徒の一人一台タブレットを効果的に授業のなかで活用できるよう教職員向けの※ICT 活用力向上研修を継続的に実施した結果、児童生徒の情報活用能力は向上してきている。また、SNS 等でのトラブルは増加傾向にあり、相手の状況や気持ちを考えた適切なコミュニケーションの在り方や、個人情報の重要性、肖像権や著作権等の権利を尊重することの大切さについて正しく理解する情報モラル教育の充実を図った。

今後の方針

超スマート社会（※Society5.0）の到来を見据えて、児童生徒の情報活用能力や情報モラルを育成するため、今後も ICT を効果的に活用する学習活動の充実を図る。

基本的方向（2） 「豊かな心」の育成

① 体験教育の推進

検証結果

コロナ禍は体験活動が停滞してしまうこともあったが、これまでの体験活動を見直し、再構築するよい機会となり、児童生徒が自然学校やトライやる・ウィーク等の体験活動を通して、豊かな情操を培うことができた。また、福祉体験やボランティア体験、就業体験等、人や社会とかかわる活動を通して、公共

の精神や協調性を育んだ。

今後の方針

児童生徒が豊かな人間性や健全な社会性を育みながら、規範意識を醸成し、生命を大切にする心や思いやりの心及び共生の心等を養うことができるように、ねらいを明確にして自然体験や社会体験を充実させ、地域と連携した体験教育を推進していく。



福祉施設での清掃活動

② ふるさと意識を醸成する教育の推進

検証結果

地域人材の活用、地域の行事への参加や伝統文化・芸能の体験等を通じて郷土の伝統文化に親しんだり、地域の歴史・産業等に触れたりする機会の充実を図り、ふるさとの魅力を再認識する教育を推進した。小中合同で地域学習に取り組む実践も始まり、連携教育の推進に繋がっている。

今後の方針

ふるさと佐用町を愛し、誇りを持つ心を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、地域との連携を密にしながら、各地域の歴史・産業や自然・文化等を体験的に探究する学習を充実させる。

③ 道徳教育の推進

検証結果

道徳が教科になり、授業のなかで児童生徒が物事を多面的・多角的に捉え、自分自身のこととして考えを深めることができるよう、他者や自己との「対話」のある道徳の授業づくりの研修を各校で充実させてきた。児童生徒や教職員の道徳の授業に対する意識や意欲も向上している。

今後の方針

豊かな道徳性と健全な社会性の育成をめざして、授業参観やオープンスクール等の機会を捉えて道徳の授業を公開したり、学校における道徳教育についての情報を発信したりするなど、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進する。

④ 人権教育の推進

検 証 結 果

佐用町人権教育協議会が主催する研究大会や専門委員会の活動等を通して教職員の人権感覚の涵養に努めた。児童生徒や園児、地域の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じた人権教育を実践し、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成してきた。また、いじめや不登校等の未然防止に向け、誰もが安心できて一人一人が存在感を持てる学級づくりに努めた。

今 後 の 方 針

人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成するため、教育活動全体を通じて今日的な課題に対する人権教育を推進する。また、好ましい人間関係づくりを軸に据えた学級づくりに努める。

⑤ 防災教育の推進

検 証 結 果

阪神・淡路大震災や佐用町水害等の記憶の風化を防ぐ取組や、関係諸機関や地域と連携して、防災・減災に向けた指導の充実を図った。また、学校現場における自然災害発生時の対応等の実情を踏まえ、防災訓練を定期的に行い、学校防災体制を強化してきた。

今 後 の 方 針

阪神・淡路大震災や佐用町水害の経験や教訓を踏まえ、様々な自然災害から自らの生命を守るため、正しい知識や技能を身に付け、主体的に判断し行動する力を育成する。また、生命に対する畏敬の念や助け合い、ボランティア精神等共生の心を育み、人間としての在り方や生き方を児童生徒に考えさせるなど、実践的な防災教育を推進する。

基本的方向（3） 「健やかな体」の育成

① 体力・運動能力向上の推進

検 証 結 果

全国体力・運動能力、運動習慣調査等の結果から、自身の体力や運動能力の状況や課題を把握させた。県教委の「体力アップサポーター派遣事業」等を活用し、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるため効果的な指導方法を工夫し、体力・運動能力の向上をめざした体育科の授業改善を図った。

今 後 の 方 針

児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう指導の工夫に努める。家庭・地域と連携した取組などにより、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成していく。

② 食育の推進

検 証 結 果

家庭・地域と連携しながら、児童生徒に健康的な食生活について考えさせたり、食の持つ多様な側面に気づかせたりすることにより、食の重要性に関する意識を高めた。また、食材の地産地消を推進するなかで、地域の産業や自然、食文化について理解を深め、生産者への感謝の気持ちを抱かせるため、学校給食センターと連携し、学校教育活動全体で食育を推進した。

今 後 の 方 針

児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育を継続し、学校給食における地元産農林水産物の活用促進を図りながら、今後も家庭・地域と連携した食育に取り組む。



調理実習

③ 健康教育・安全教育の推進

検 証 結 果

コロナ感染予防を継続するなかで、児童生徒や教職員の健康教育や安全教育への関心・意識がさらに高まった。また、地域・関係機関と連携した学校安全を推進する体制を構築し、自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度を育成できるよう、創意工夫して交通安全教室・防犯教室等を定期的実施した。

今 後 の 方 針

人生 100 年を通じて健康な生活を送るために必要な力、多様化・深刻化している心身の健康課題を解決する力を育成するため、感染症やアレルギー疾患等への対応など学校保健に関する教職員の資質・能力の向上に努める。また、児童生徒に自らの命・安全を守るために危険を予測し、的確な判断のもとに行動できる力を育むため、安全教育の推進を継続する。

基本的方向（4） キャリア教育の推進

① 体系的・系統的なキャリア教育の推進

検 証 結 果

兵庫県版「キャリア・パスポート」、「キャリアノート」の活用や、地域との

交流活動を通じて、発達段階や一人一人の個性に応じた自己肯定感・自己有用感の涵養に努めている。また、進路指導においては、生徒の能力・適性、興味・関心、将来の進路希望等に基づき、保護者との連携のもと、個に応じたガイダンスの充実を図った。

今後の方針

児童生徒一人一人が将来、複雑で予測困難な現代社会に対応できる社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育を組織的・計画的に推進していく。

② 社会に触れる機会の充実

検証結果

自然学校、トライやる・ウィーク等、多様な体験活動や地域の人材を活用した総合的な学習もコロナ禍前の状況に戻りつつあり、児童生徒が地域で活動することも増えている。

今後の方針

児童生徒が学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えることができるよう、小・中それぞれの発達の段階に応じた体験活動や社会参画の機会の提供など社会に触れる機会を充実させる。

基本的方向（5） 特別支援教育の推進

① 連続性のある多様な学びの充実

検証結果

特別支援教育コーディネーター、学校生活支援教員、スクールアシスタント等により個別の支援ができています。関係諸機関との連携も強化され、協力体制が維持されている。また、個に応じた指導や支援を行うため、個別の教育支援計画・指導計画を作成し、教員が定期的に共通理解を図っている。

今後の方針

障がいのある児童生徒等が※合理的配慮を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられる体制のさらなる充実を図る。また、自立と社会参加に向けた支援など一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境整備を進める。

② 一貫性のある支援体制の構築

検証結果

心の健康づくり事業、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（※SSW）等が有効に機能し、保護者や児童生徒の継続的な支援を行うことができている。また、西はりま特別支援学校のセンター的機能を活用したり、福祉等関係機関との連携を図り効果的な支援についての情報を共有したりするなど、障がいのある児童生徒が支援を受けやすい体制づくりに努めた。

今後の方針

就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、今後も西はりま特別支援学校のセンター的機能を核としたネットワークを活用するとともに、他の学校・園、教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を深める。



車椅子スポーツ体験

基本的方向（6） 幼児期の教育の充実

① 幼児期における教育の質の向上

検証結果

保育指針、幼稚園教育要領に基づき、「*幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見据え、幼児一人一人の発達の特性を踏まえた創意ある保育課程・教育課程の編成、実施、評価、改善を適切に行っている。特別な支援を必要とする幼児の指導にあたっては、保護者と連携し、西はりま特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言等を得ている。

今後の方針

保育園・幼稚園における幼児の心身の調和のとれた発達を図るため、一人一人の特性に応じた質の高い保育・教育の推進に取り組む。

② 開かれた園づくりの推進

検証結果

子どもの発達を長期的な視点で捉え、幼児と児童の交流にとどまらず、接続期における保育課程・教育課程や指導方法に関する意見交換、合同研修会や保育・授業参観を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について共有し、小学校教育との円滑な接続を図った。

今後の方針

保育園が家庭や地域社会と一体となって子どもを育てていくために、今後も家庭・地域の連携を図るとともに、子どもの育ちを長期的な視点で捉え、小学校教育との円滑な接続のための取組をさらに充実させる。

基本方針2

一人一人の個性を生かした子どもたちの学びを支える環境の充実

よりよい学習環境を整備するため、4つの基本的方向に沿って取組を推進した。

基本的方向（1） 教職員の資質・能力の向上と働き方改革の推進

① 教職員の資質・能力の向上

検 証 結 果

教育研究所の研修講座は、学校現場が抱える課題に関するテーマ別講座を開催し、ICT活用研修等の実践的な研修内容や授業力・学級経営力の育成を重視した。また、「※兵庫県管理職・教員資質向上指標」等を踏まえた実践的な研修への積極的な参加を促し、管理職及び教員の資質・能力の向上を図っている。

今 後 の 方 針

教員の世代交代が今後の課題となっており、将来の管理職候補やミドルリーダーを育成し、若手職員の指導力・授業力の向上につなげていく。そのために「兵庫県管理職・教員資質向上指標」等を活用した研修の充実を図る。

② 教職員の働き方改革の推進

検 証 結 果

教職員の働き方改革では、コロナによる制約で従来の事業を見直すきっかけにも繋がり、トップダウンではなくボトムアップによる業務改善への意識改革も徐々に進んできている。また、学校業務改善推進委員会や定例校長会で情報交換をし、各校の取組に生かし、環境整備と教職員の意識改革を図っている。

今 後 の 方 針

これからも教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間が確保できるよう、管理職が中心となり、心の通い合う学校運営を推進するとともに、教職員が意欲を持って職務に取り組める環境づくりを進めていく。

基本的方向（2） 学校の組織力の強化

① 管理職の確保・育成

検 証 結 果

「兵庫県管理職・教員資質向上指標」を踏まえ、諸課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職の育成に取り組んでいるが、管理職候補者の人材確保が年々難しくなっている状況が続いている。

今 後 の 方 針

今後も教頭としてのやりがいを次世代に伝えながら、意欲と実行力のある管

理職を育成し、管理職のリーダーシップのもと、協働して諸課題に取り組める組織の確立をめざす。

② 生徒指導における組織的取組の推進といじめ等問題行動・不登校への対応

検 証 結 果

いじめの積極的認知について、定期的に教職員に周知徹底している。また、日々の行動観察や学期に1回のアンケート調査を実施し、いち早く子どもたちのサインやSOSを察知できるよう努めている。また、各学校の不登校の状況把握のため、学期ごとの不登校傾向児童生徒の欠席日数状況等を調査し、関係諸機関と連携しながらその対策等に取り組んでいる。また、「教育支援センター」は、登校できない子どもたちのよりどころとして、有効に活用されている。

今 後 の 方 針

児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、人間的なふれあいを通して、互いを認め合える好ましい人間関係を築くことができるように指導する。また、教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努めるとともに、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育を推進していく。特にいじめ、不登校等については今後も家庭及び関係機関等と連携を密にして組織的に対応する。

基本的方向（3） 教育環境の整備・充実

① 安全・安心な教育環境の整備の推進

検 証 結 果

子どもたちが安全な学校・園生活を送ることができるよう、定期的な施設等の点検を行い、緊急性や安全性を優先して整備を進めている。学校が災害時の避難施設となることもあり、計画的な環境整備に努めている。また、学校危機管理マニュアルに基づいて、定期的に研修や訓練を実施している。

今 後 の 方 針

各学校・園において、引き続き、安全点検や登下校路の安全確認、交通安全教室を実施するとともに、スクールバスを利用する子どもたちへの安全指導や安全教育の充実を図る。



交通安全教室

② ICT等の先進的な学習基盤の整備

検 証 結 果

児童生徒がタブレットを活用して、個に応じた学習を進める活動が増えてきている。家庭へのタブレットの持ち帰りや家庭学習での活用も定着してきている。

今 後 の 方 針

今後もICTの効果的な活用により、個に応じた学習から協働的な学習へ繋がっていくよう研究・実践に取り組む必要がある。また、発達段階に応じた情報モラル教育も継続的に実施する必要がある。

③ 就学支援の充実

検 証 結 果

就学援助費を支給するとともに、子育て支援券の交付及び学校給食費の助成等により、様々な困難や課題を抱える児童生徒や保護者に対して子育て世帯の支援を行っている。

今 後 の 方 針

子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対して今後も就学支援施策を実施する。

④ 少子化に伴う今後の学校のあり方の検討

検 証 結 果

学校のあり方を調査研究するなかで、「佐用町型連携教育」の実践・取組について検証した。小中連携を中心に、交流授業や合同行事等、地域ごとに特色ある取組による成果と課題を共有することができた。

今 後 の 方 針

今後も小中連携だけでなく小小連携・中中連携、地域との連携など佐用町に適した教育を進めていく。本町の少子化等、様々な変化に対応するため、学校の適正規模のみならず、今後の学校のあり方について調査研究を行っていく。

基本的方向（４） 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

① 家庭の教育力の向上

検 証 結 果

毎年、「人権まちづくりフェスタさよう」のなかで、各PTAのPTCA活動の実践発表を行っている。また、PTA作文集である「家族の絆」を発行し、子育ての様々な体験やエピソード、考え方などを共有することができた。子育て支援センターにおいては、子育てに関わる情報を提供するとともに、交流や情報交換の場を提供している。

今後の方針

保護者としての学びの機会の設定や子育てに関する必要な情報の提供、関係機関への橋渡しを行い、乳幼児期から学齢期にわたる家庭教育を充実させる必要がある。



人権まちづくりフェスタさよう

② 地域の教育力の向上

検証結果

小中合同での学校評議員会を開催し、学校評議員の意見や、学校関係者評価を学校経営に活かすことができている。また、「※コミュニティ・スクール」の導入に向けて、関係諸機関と協議を進めている。

今後の方針

学校・園、家庭、地域の連携・協働により、地域全体で子どもたちを育てる取組を推進していく。学校は、「地域とともにある学校」をめざし、子どもたちの成長を支援する教育活動への地域住民の幅広い参画を推進する。

③ 安全・安心な居場所づくり

検証結果

保護者が就労等により家庭で監護できない児童のための適切な遊び場及び生活の場として、学童保育の充実に取り組んできた。また、通学路の安全点検を定期的・継続的に実施し、関係機関と連携しながら改善に取り組んでいる。

今後の方針

地域における子育て家庭への支援、放課後等における子どもの居場所の確保や登下校時の見守り活動等を継続的に実施し、安全・安心な居場所づくりを推進していく。

基本方針3

人生100年を通じた学びの推進

社会教育も包含する佐用町生涯学習推進計画等に基づき、3つの基本的方向に沿って取組を推進した。

基本的方向（1） 主体的に生きるための学ぶ場の充実

① ライフステージに応じた学びの充実

検証結果

コロナ禍では感染症拡大防止対策を継続しながら、高年大学をはじめとする各種講座を開催した。また、学校教育と社会教育が連携し、標語やポスター、人権作文の公募、人権フェスティバル等を開催し、人権啓発に努めた。図書館は、年間を通じ開館サービスを維持している。

今後の方針

コロナ禍の影響で減少した参加者の回復・増加や青壮年層を対象とした生涯学習講座の更なる開設が今後の課題である。また、参加者が固定化されていることや減少傾向にあることが課題であり、啓発活動のさらなる工夫が必要である。

② 地域文化の継承と創造

検証結果

芸術・文化活動面でも、コロナ禍以前の文化祭、美術展をはじめ各種活動・事業に戻りつつある。町民の芸術・文化に対する関心は高く、活発なサークル活動が行われている。

今後の方針

「人生100年時代」を迎え、芸術・文化活動を通じて、すべての町民が豊かな感性と人間性を創造していくことはもちろん、自然景観や地域に残る歴史ある文化や伝統芸能等を継承していくための取組を継続していく。

基本的方向（2） 文化財等の地域資産の活用

① 文化財の保存活用

検証結果

町内には数多くの歴史遺産があり、祭り、年中行事等の伝統文化も残されている。これらを保存するため、長期計画のもと保存施設整備や保存対策、伝える人材育成等を図ってきた。

今後の方針

令和5年度からは具体的な整備についてのアクションプランである整備基本計画の策定を3か年計画で実施している。ただし専門職員が1名であるため、複数案件の事業対応には人的リソースの課題がある。

② 「ふるさと教育」の推進

検証結果

地域の伝統文化や地場産業等に堪能な地域人材や指導者を活用し、児童生徒の郷土学習の充実を図った。コロナ禍以前に実施していた地域探訪等の学習も、見直しや工夫を加えて行っている。

今後の方針

地域に根ざした文化財が持つ教育的効果を生かすため、家庭・地域と連携して伝統的な地域行事等への参加機会を増やすとともに、次代を担う子どもたちへの継承を推進する。

基本的方向（3） 生涯スポーツ等の推進と環境づくり

① 健康寿命の延伸

検証結果

かけっこ教室、幼児の体育、フロアカーリング大会など生涯スポーツを意識した各種事業を実施した。また、「※第2期佐用町生涯スポーツ推進計画」の策定に取り組み、佐用町民がスポーツを通して生き生きと暮らしていけるよう、様々な計画を協議した。

今後の方針

「第2期佐用町生涯スポーツ推進計画」をもとに、だれもが気軽に楽しみ、コミュニケーションを図ることができる生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進し、本町のスポーツの振興と町民の健康寿命の延伸を図る。

② スポーツ等による地域活性化の推進

検証結果

各地に存在する社会体育施設や学校施設を有効活用して、多くの町民が主体的に企画、参加できるスポーツ活動の促進を図り、地域コミュニティの活性化を推進してきた。また、スポーツ推進委員やスポーツ協会所属の指導者等を対象に、研修や交流を行い、人材の育成と指導者等の資質向上に努めている。

今後の方針

スポーツには、生きがいや健康づくり、健全な心身の育成のほか、交流促進や地域活性化にも高い効果が期待できるので、今後も地域間や団体間交流の促進と活性化をめざしていく。

(3) 佐用町型連携教育の推進について

佐用町型連携教育について

将来の学校規模適正化を見据えながら、佐用町の現状に見合う形の小中連携、小小連携、中中連携、地域との連携について、令和3年度から「佐用町型連携教育推進プロジェクト」を立ち上げ、5か年計画で実践していく。

佐用町における教育的課題

- ア 学力の二極化が見られる。基礎基本の習得は概ねできているが、思考力・応用力の育成が課題である。
- イ 特別な支援を要する児童生徒、支援を要する家庭が増加している。
- ウ 不登校、不登校傾向の児童生徒が増加している。
- エ 中学校卒業までに身に付けておきたいコミュニケーション能力、人間関係構築力等の社会性が十分に身に付いていない生徒がいる。

推進プロジェクト

ア 目的

- ・ 佐用町における教育的課題を解決し、佐用町ならではの教育的価値を創造するために、小中教職員相互の情報共有、児童生徒間の交流等の連携を強化するとともに、義務教育9年間を通して児童生徒の成長を支える体制を整える。
- ・ 同年代と学ぶ機会の確保、行事や部活動などの活性化、教職員の指導力向上をめざし、小小連携、中中連携を進める。
- ・ 地域に根差した学校づくりをめざし、学校と地域とのつながりを強化する。

イ 意義

(ア) 小中連携：教職員

- ・ 学習指導
相互の授業参観・授業補助・出前授業・乗り入れ授業や情報交換等を通して、義務教育9年間の教育課程を見通した授業構想力、専門性が高まる。
- ・ 生活指導・生徒指導
児童生徒の様子を見る機会を増やしたり、児童生徒についての情報共有を密にしたりすることで、より適切な指導をすることができる。
- ・ 教育課程全般
小学校教職員は中学校へ進学した生徒の成長を見る機会が増え、中学校教職員は、入学前の児童の様子を見る機会が増えることにより、円滑な小中の接続が期待できる。

(イ) 小中連携：児童生徒

- ・ 小学生
中学校の様子や先生を知る機会が増えれば、中学入学への不安解消につながる。中学生の学習や活動の様子を見ることで、中学生への憧れが生まれる。
- ・ 中学生
小学校時代の先生に自分の成長を認められたり、小学生の感嘆の声を聞いた
りすることで、自己肯定感が高まる。

(ウ) 小小連携、中中連携

- ・ 教職員
協働して授業や部活、学校行事等を行うことで、指導力の向上につながる。
- ・ 児童生徒
授業や部活動、学校行事等を一緒に行うことで、多様な考え方に触れる機会
が増えるとともに、少人数では味わいにくい、活気に満ち溢れた雰囲気を経験
することができる。

(エ) 学校と地域との関係

- ・ 学校
地域とのかかわりが増すことで、地域住民の学校理解が高まり、協働体制を
強化することができる。
- ・ 地域
学校との交流機会が増えることで、「地域の学校」という意識が高まる。

ウ 推進計画

(ア) 目標

- ・ すべての地域において、(1)の3つの目的に令和3年度～令和7年度の
5年間で到達する。
- ・ 授業（TT授業、出前授業）や児童生徒の交流等を通して、児童生徒の様
子を見たり情報交換したりする機会を持ち、それが子どもの変容につながる
状態をめざす。
- ・ 小中のつながりを意識した授業改善に努め、小中連携を通して学ぶ意欲の
向上をめざす。
- ・ 小中による児童生徒についての情報共有を密にしてさらなる児童生徒理解
に努め、学級経営や生活指導・生徒指導に活かすとともに、不登校、不登校
傾向の児童生徒への支援を充実させる。
- ・ 地域に根差した学校づくりをめざし、学校と地域とが一体となって学校運
営に関する協議を行う環境を整えて、コミュニティ・スクールの取組を充実
させていく。
- ・ 小学校においては、5，6年生で小小連携を定着させ、少人数では味わい
にくい活気ある雰囲気を経験する。中学校においても、部活動や生徒会の情
報交換等を中心とした中中連携を行う。

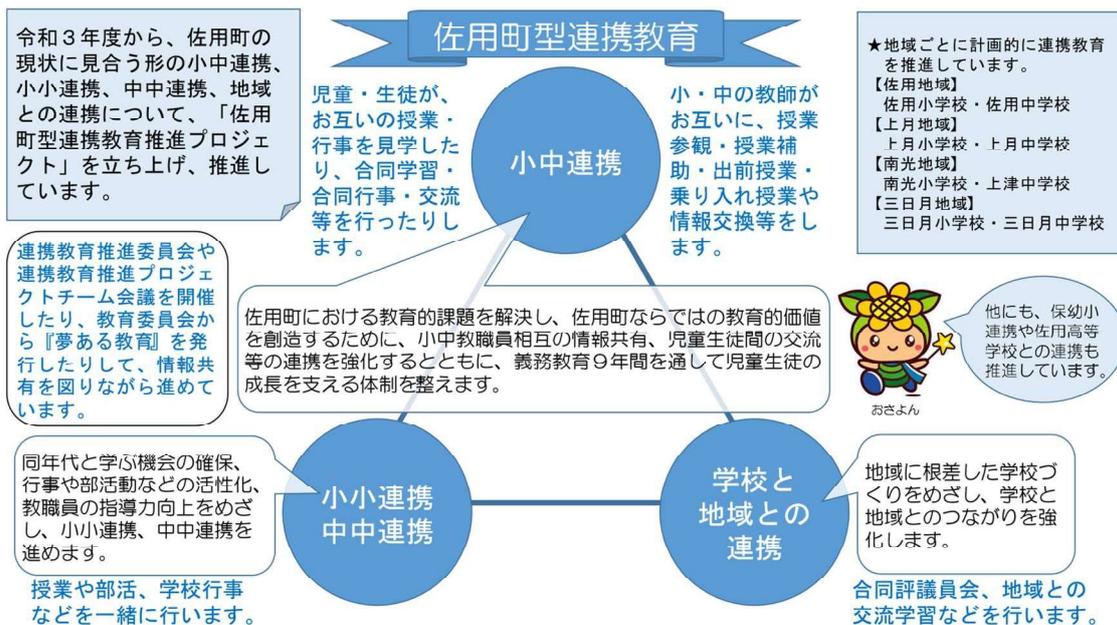
(イ) 取組内容

- ・ 地域ごとに計画を立て、実践する。

具体的な取組について (年間の流れ)

- ア 地域ごとに実施計画書の作成・提出 (5月上旬)
- イ 地域ごとに実践 (4月～3月)
- ウ 連携教育推進プロジェクトチームによる調査・研究 (5月～2月)
- エ 佐用町連携教育推進委員会を開催してプロジェクトチームからの報告・意見交流 (5月・3月)
- オ 地域ごとに実施報告書の作成・提出 (7月・12月・3月)
- カ 小小連携、中中連携の取組を実施

佐用町では、下のような「佐用町型連携教育」を推進しています



ひまわり栽培で小中連携



総合的な学習の時間で小小連携

第2章 社会情勢・教育環境の変化

第3期教育振興基本計画の期間においては、新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受け、今次の*学習指導要領の眼目の一つである「※主体的・対話的で深い学び」の取組が制限され、また集団行事などの中止により、児童生徒の協力・協働の場も大きく制約を受けるなど、児童生徒の心身への影響が大きく懸念されることとなった。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、概ね学校生活は正常に戻ったものの、児童生徒の成長期における影響についての検証が求められよう。

一方、グローバル化の進展や ICT による技術の革新、欧米における移民への対応など国境や民族を超えた様々な課題が絡み合い、国際情勢も不安定化と混迷の度合いを増している。

日本の社会においては、少子・高齢化と人口減少、地域間格差の拡大、社会のつながりの希薄化、子どもの貧困などの課題があげられている。

これらの予測困難な時代の象徴ともいべき状況や、様々な社会の現代的課題を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっている。

本計画の策定にあたっては、国や県の教育振興基本計画を参酌しつつ、「社会情勢や教育環境の変化」を念頭に置いた上で、今後の佐用町の教育のめざす方向について検討することが重要である。

1 新型コロナウイルス感染症の拡大－学校の存在

令和2年から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大するなか、日本国内でも感染者が相次いだ。小中学校においても、国の要請による全国一斉の臨時休業措置を講じ、それ以後、数次にわたり臨時休業措置が延長されるなど、教育活動に大きな影響が生じる状況となり、授業や行事、部活動等の実施が大幅に制限された。

本町においても、こうした状況のなかで、学校は学力や体験活動の機会の保障のみならず、人と安心・安全につながるができる居場所として、身体的・精神的な健康を支えるという役割も担っていることや、教職員と子どもたちが関わり合いながら成長することの価値や意義などについて再認識し、子どもたちの学びの保障や体験活動の機会の提供、心のケアに努めてきた。

今後においても、新たな感染症の流行や自然災害による休業など、不測の事態に直面しても、今回の経験と教訓を活かし、子どもたちの学びを確実に保障できる心身共に安心・安全な環境を構築することが重要である。



コロナ禍での授業の様子

2 グローバル化の進展、国際情勢の不安定化

グローバル化の進展により、国境を越えた人、モノ、情報の流れが急速に拡大し、各国の相互依存が強まっている。日本も他国での出来事から大きな影響を受けており、国内市場の縮小や人口減少、高齢化が進む一方で、新興国では急速な経済成長が続き、国際競争が激化している。

また、貧困、紛争、感染症、環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の課題が増加しており、これに対処するため「*持続可能な開発目標（SDGs）」が国際連合で採択され、日本でも積極的に取り組まれている。

本町においても、開校以来6年を経過する私立の「佐用日本語学校」の入学生などにより在留外国人が増加しており、多国籍化が進んでいる。学校生活においても日常生活においても、異文化理解や多様性の尊重、共存がますます重要になっている。本町の子どもたちが、郷土の伝統や文化を尊重しながら、自らの国や地域への誇りを持ち、他国はもとより「異文化」や「異なる文化を持つ人々」を尊重する姿勢を養うとともに、語学力や異文化理解を深め、多角的な視野を持つ人材を育成することが重要である。



佐用日本語学校オープンスクールの様子

3 人口減少社会の進行

本町の人口は、終戦後の昭和22年（1947年）の38,947人をピークに、以後減少傾向が続いている。令和2年（2020年）の国勢調査によると約15,900人となっており、平成17年（2005年）合併時の約21,000人から減少が続いている。この傾向は今後も続くと思われており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計（図1）によると、令和22年（2040年）には1万人を割り9,746人となると予測されている。

図2を見ると、今後の人口は年齢3区分すべてにおいて減少傾向と見込まれている。

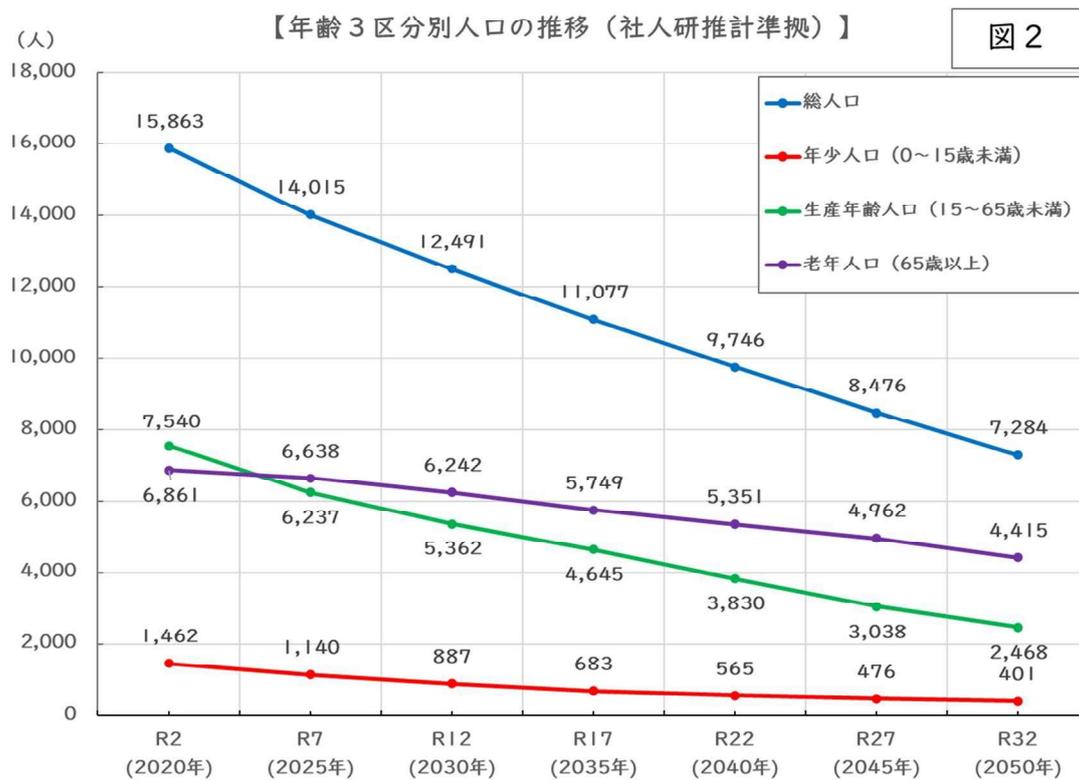
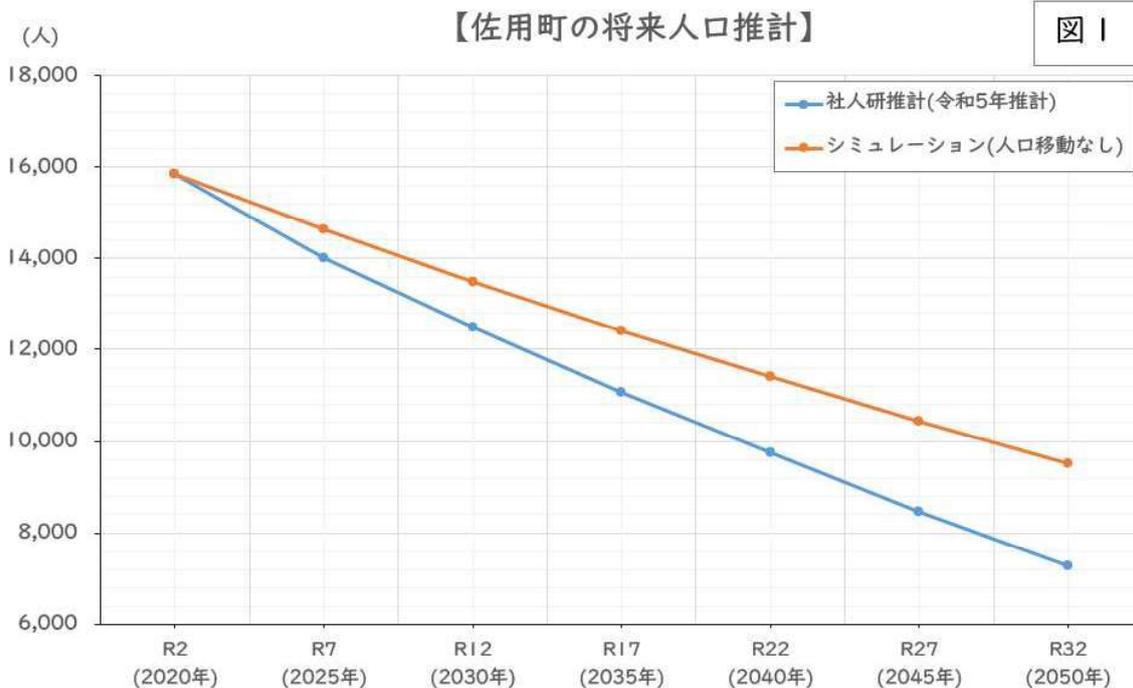


図3の比率で見ると、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の比率が低下、老年人口（65歳以上）の比率が上昇となり、今後、少子高齢化がますます進むと想定される。

【年齢3区分別人口の比率】

図3



住民基本台帳をもとに予測した児童生徒数の推移(図4)を見ると、令和12年(2030年)には、小学校の児童数は350人、中学校の生徒数は265人になると見込まれる。

令和4年度、令和5年度の出生数は50人を切っており、「佐用町型連携教育」を基盤として、規模適正化を含めた今後の学校のあり方を検討する必要がある。

【児童生徒数の推移】

図4

区分		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
佐用小	佐用小	225	228	220	278	254	252	256	241	235	228	222	215	196	182
	利神小	83	74	68											
上月小		159	160	154	156	143	137	132	111	106	91	94	92	81	77
南光小	南光小	95	89	76	113	116	106	103	100	101	90	77	63	56	43
	三河小	38	42	40											
三日月小		91	88	89	76	82	89	85	81	75	79	71	58	51	48
小学校計		691	681	647	623	595	584	576	533	517	488	464	428	384	350
佐用中		145	160	159	154	150	132	128	125	131	132	115	118	121	126
上月中		88	81	80	84	87	76	76	76	77	75	61	54	50	50
上津中		65	62	72	63	63	63	54	53	42	47	51	55	54	49
三日月中		65	50	46	44	44	41	36	33	38	34	41	44	48	40
中学校計		363	353	357	345	344	312	294	287	288	288	268	271	273	265

※平成29年度(2017年度)~令和6年度(2024年度)の児童生徒数は、毎年度4月1日現在の在籍者数。令和7年度以降は、小学校は出生数を、中学校は小6の人数を単純加算したもの。《住民基本台帳(令和6年)をもとに予測》

4 教育に係る国際的な動向

SDGs では、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することが重視されている。また、近年、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康を含めた「*ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重要視されている。日本社会においても、多様な個人が幸せや生きがいを感じ、地域や社会全体で豊かさを実感できるよう、ウェルビーイングの向上を図ることが求められている。

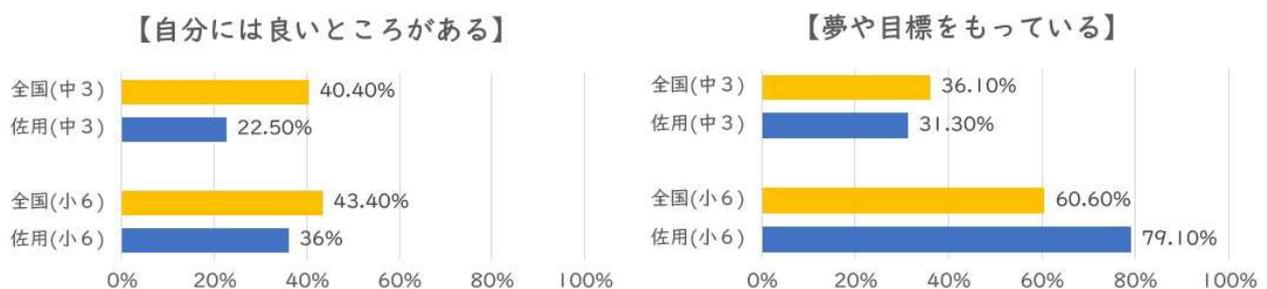
特に国の第4期教育振興基本計画では、「幸福感(現在と将来、自分と周りの他者)」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「安心・安全な環境」などの協調的な要素を一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが求められている。

本町においても、毎年実施している「全国学力・学習状況調査」における「生活・学習意識調査」によると、「自分にはよいところがある」「夢や目標を持っている」と回答した割合は図5のとおりであり、自己肯定感や自己有用感、将来への展望の面において、全国と比較しても高いとは言えない状況となっている。

ウェルビーイングが実現された社会は、子どもから大人まですべての人々がその担い手となり、共に創り上げるものであり、そのためには、教職員のウェルビーイングも確保する必要がある。学校が教職員のウェルビーイングを高める場となることは、子どもたちのウェルビーイング向上にもつながる。

また、保護者はもちろん地域の子どもたちと関わる地域住民のウェルビーイングも重要であり、生涯学習や社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤にこれを実現する視点が求められる。

図5



5 令和の日本型学校教育の構築

令和3年1月、中央教育審議会より「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申)が出された。急速に変化する時代において、学校教育には、子どもたちが自身の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重しながら協働し、社会変化に対応する力を育むことが求められている。これらの資質・能力を育むためには、学習指導要領の着実な実施が重要である。

また、※「令和の日本型学校教育」の姿として、すべての子どもたちの可能性を引き出すため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を更に進化させ、教育の質を向上させることが求められている。

本町においても、ICTの活用やグループによる探究活動等により、児童生徒が自ら課題を見つけ、それを個々の方法により解決する力を身に付けることができる教育をめざしている。

さらに、「誰一人取り残されない」教育を実現するため、一人一人の能力や適性に合った教育を行い、子どもたちの意欲を高めるとともに、学校を安心・安全な居場所として保障し、様々な事情を抱える多様な子どもたちが学校教育の外に置かれることのないようにすることが重要である。

6 地域で育む子どもたち－「学校を核とした地域づくり」の推進

地域社会においても、少子高齢化等による人口減少が大きな課題となり、地域経済や地域文化の担い手が減少するとともに、世代を超えた交流の機会が減少している。

子どもたちは、地域の様々な住民との交流のなかで自らのふるさとの愛着や誇りを育てていく。郷土の先輩による「ふるさと教育」への支援、高齢者の学びの社会還元、子どもたちの地域行事への参加など、「学校を核にした地域づくり」の推進が求められる。

本町においても、コミュニティ・スクールを推進し、保護者やPTAはもとより、地域住民とも協働・連携した教育活動の一層の充実を図っている。

7 多様性と包摂性のある共生社会の実現

社会の多様化が進むなか、誰一人取り残されず、すべての人がいきいきとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められている。学校現場においても、発達障害を含め障害のある児童生徒やいじめ・不登校、日本語指導が必要な外国人の子どもたち、特異な才能や複合的な困難を持つ子どもたちへの対応と社会的包摂が重要である。

令和5年度の県内における、特別な支援が必要な児童生徒数は、特別支援学級(小中)13,553人、特別支援学校(幼小中高)6,241人、通級による指導(小中高)5,461人となり、増加傾向にある。障害のある子どもの自立と社会参加に向け、※障害者権利条約や※障害者基本法に基づき、※インクルーシブ教育システムの実現を一層進めることが求められている。

また、令和5年度の県内における、不登校の児童生徒数は、小学校5,912人、中学校9,937人、高校1,288人となっている。不登校は誰にでも起こり得る問題であり、将来にも長期にわたって影響を及ぼすとの指摘もある。

本町においても、教育支援センターの設置や、不登校対策支援員の学校配置などによ

り、教育機会の確保や相談体制の充実を図っているが、今後も、児童生徒の個々の事情に応じた不登校対策を推進していくことが求められている。

また、「男女平等」の意識を醸成することも求められる。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し、男女が共同して社会に参加することの重要性について認識を深めることが必要である。

立場や考えの異なる人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏りから脱却する上で重要であり、「※第2次佐用町男女共同参画推進計画」の指針を踏まえ、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性である。

8 Society5.0 時代の到来

国は、人工知能(*AI)や*IoTなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会そのものの在り方が劇的に変わる未来の姿を「Society5.0」と提唱し、経済発展と社会課題の解決のためテクノロジーを最大限に活用する取組を進めている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体で*デジタルトランスフォーメーション（DX）が加速している。Society5.0時代を生き抜くためには、ICTの活用を日常化し、情報活用能力を育成することが重要である。

本町においても、GIGAスクール構想により、1人1台の端末環境を整備し、ICT環境が大幅に進展している。デジタル教科書・デジタルドリルの導入や、インターネットを活用した授業を行うことで、児童生徒のみならず、教職員のICTに対する意識改革にも繋がった。あわせて、ICTを活用した学校間のリモート交流にも取り組んでおり、地域の垣根を超えたコミュニケーションを実現させている。



リモート交流会の様子

9 新しい働き方の推進、働き方改革のさらなる推進

働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択し、生産性向上と、意欲・能力を発揮できる環境を構築するため、いわゆる「※働き方改革関連法」による改正労働基準法が令和元年4月から施行された。一方で、「令和の日本型学校教育」の実現が求められるなか、教職員の長時間勤務や教職員不足は根深い問題となっている。国の「教員勤務実態調査」（令和4年度）では、平成28年度と比較して、在校時間が減少したものの、依然として長時間勤務が多い状況となっている。また、大量退職に伴い大量採用

が必要であるなか、全国的に教職員不足が指摘されている。

子どもたちのウェルビーイングを向上させるためには、教職員のウェルビーイングも確保することが必要であり、教職員が安心して本務に集中し、士気高く誇りを持って子どもたちに向き合うことができるよう、学校における働き方改革を加速化させることが重要である。

本町においても、「一斉定時退勤日」の実施、「最終退勤時間」の設定、留守番電話の導入、ICTの活用による会議等の時間短縮・ペーパーレス化、事務作業・文書の精選、年次休暇の計画的な取得等、教職員の業務改善に取り組んでいるが、今後もさらなる推進が求められている。

10 震災・気象災害への対応

近年、石川県をはじめとする各地での震災や集中豪雨による風水害等、大規模な災害が多発しており、全国（1,300地点）の1時間降水量80mm以上の年間発生回数は増加傾向にある。また、これから30年以内に南海トラフ地震（M8～9クラス）が発生する確率は70～80%程度とされており、発生時には県内でも甚大な被害が発生することが想定されている。

本町においても、平成21年8月台風9号による大きな水害に見舞われた。そこから得た貴重な教訓をもとに、防災教育に取り組んでおり、兵庫県立大学と地元住民、町と連携して行う「防災まち歩き」の授業や、教職員向けの防災研修等により、一人一人の「わがこと意識」の醸成をめざしている。

また、風水害や大地震等の災害による被害の防止・軽減のため、災害対策拠点や防災設備を最大限活用できるよう、町政全体で防災体制の整備を進めている。あわせて、地域の防災力のさらなる向上を図るため、消防団の機能強化、西はりま消防組合との連携強化、地域住民参画による自主防災組織の活動支援等を推進している。教育現場においても、共生の心を育み、防災教育の一層の推進を図るとともに、地域の防災拠点として機能する学校の防災体制の充実を図ることが重要である。



防災まち歩きの様子



佐用高校との合同避難訓練の様子

第3章 佐用町のめざす教育

1 基本理念

第3期「夢ある教育 きらめきプランー佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくりー」(佐用町教育振興基本計画)に基づくこの5年間の取組状況や社会情勢・教育環境の変化等を踏まえ、今後5年間の佐用町の教育の基本理念を示す。

夢ある教育 きらめきプラン
—佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり—

「夢ある教育とこころ豊かな人づくり」すなわち人生は希望があってこそ生きがいがあり、希望のある生活にのみ充実が期せられるという理念は、昭和41年に佐用郡4町の教育委員会が統合され、佐用郡教育委員会が発足して以来、一貫して掲げられてきた教育理念である。

【第1期 佐用町教育振興基本計画】

これまでの教育の成果と課題を踏まえ、教育の理念を示す教育基本法、兵庫県の教育施策に関する基本的な計画である「ひょうご教育創造プラン」に基づき、「夢ある教育 きらめきプランー佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくりー」(佐用町教育振興基本計画)を平成23年(2011年)3月に策定した。これは、小中学校における学校教育だけにとどまらず、「育ちの連続性」を重視し、保育園・幼稚園に通う幼児から小中学校の児童生徒までを対象とした教育の振興をめざす基本計画である。

【第2期 佐用町教育振興基本計画】

人口減少、少子高齢化、高度情報化、グローバル化等、教育を取り巻く環境が大きく変化する社会情勢、また価値観が多様化した現代においても、「夢ある教育」の理念は受け継がれるべき指針であると捉え、「第2期佐用町教育振興基本計画」策定にあたっても柱とした。

学校はもとより、家庭・地域の連携をより一層密にしながら、子どもたちとの心の絆を深め、一人一人の個性を尊重するとともに、学ぶことの楽しさを実感できる教育を展開していくこととし、「第2期佐用町教育振興基本計画」を平成27年(2015年)3月に策定した。

【第3期 佐用町教育振興基本計画】

社会情勢が激変し、これからの社会を予測することが困難な激しい変化の時代を迎え、次代を担う子どもたちの教育を考えるにあたっては、こうした変化に柔軟に対応できる力とともに、これからの社会を創造していく力の育成が重要である。

「第2期佐用町教育振興基本計画」の成果と課題を踏まえるとともに、国の「第3期教育振興基本計画」及び兵庫県の「第3期ひょうご教育創造プラン」に準じて、令和2年度から5年間の佐用町の教育の指針となる「第3期佐用町教育振興基本計画」を令和2年（2020年）3月に策定した。

【第4期 佐用町教育振興基本計画】

「第3期佐用町教育振興基本計画」の成果と課題を踏まえるとともに、国の「第4期教育振興基本計画」及び兵庫県の「第4期ひょうご教育創造プラン」に準じて、今後の5年間における佐用町の教育の指針となる「第4期佐用町教育振興基本計画」を策定した。

テーマ「夢ある教育 きらめきプラン」は、これからの予測困難な時代においても、夢や希望を持ち、いきいきとかがやきながら活動する人をイメージし、表現したものである。子どもが減少しても教育活動の活力を維持し、学びを支える環境を充実させ、子どもたちをはじめとするすべての町民に、夢や希望を持ちながら目標に向かって主体的・積極的に学ぶ力と、人生100年を通じて学び続けていく力を育成することをめざしている。

サブテーマ「佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」には、少子高齢化やグローバル化が今後もさらに進行していく今日の状況下にあっても、幼児から児童生徒までの「育ちの連続性」を充実させ、思いやりの心やふるさとの自然・伝統文化を大切にし、生涯を通じて“ふるさと佐用”を愛する心を持ち、広く社会に貢献できる人であって欲しいという願いを込めている。

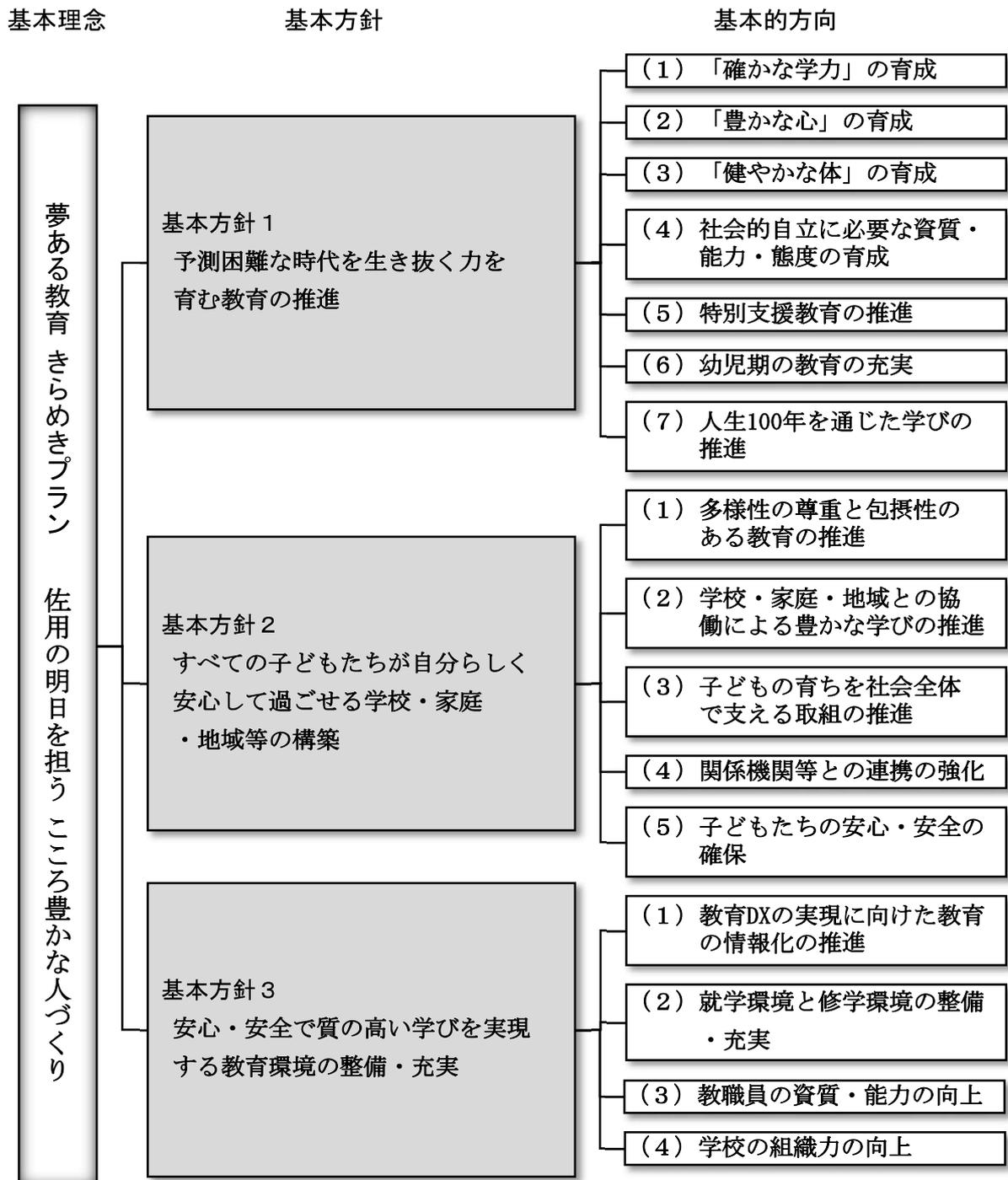
学校・家庭・地域が連携・協働し、相互に育ち合いながら、これまで県や町が大切にしてきた「絆」を深めて、子どもたちの成長を支え、誰一人取り残されないよう、子どもたちが自分らしく安心して過ごせる環境を構築していくことも重要である。



佐用高校との連携による田植え体験

2 基本方針

基本理念の実現に向け、「予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進」・「すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築」・「安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実」の3つの基本方針を定める。



3 基本的方向と施策

3つの基本方針を推進し具現化していくため、それぞれの基本的方向と施策を定める。

基本方針 Ⅰ

予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

子どもたちが生きていくこれからの社会は、複雑で予測困難な社会と言われる。テクノロジーの急速な進化、気候変動、政治や経済の不安定化に加え、本町においては人口減少や高齢化が深刻な問題である。このような状況において、子どもたちが主体的に考え積極的に社会に対応しながら、ウェルビーイングの向上や持続可能な社会の実現に向け、他者と協力・協働しながら新たな価値を創造していく力が必要である。

そのためには、佐用町の「夢ある教育」の理念を引き継ぎながら、子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスがとれ、生涯にわたって自らの夢や目標の実現に向け、見通しをもって行動する人を育成することが不可欠である。これらを踏まえ、予測困難な時代を生き抜く力を育むため、次の7つの基本的方向に沿って取組を推進する。

(1) 「確かな学力」の育成

グローバル化をはじめ、ICTやAI等の技術革新等、複雑化・多様化する社会において、自立し柔軟に対応する力を養うためには「確かな学力」を身につけさせることが重要である。そのため新しい時代に活躍できる人材の育成を図る。

- 施策
- ① 新しい時代に求められる資質・能力の育成
 - ② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
 - ③ 情報活用能力の育成
 - ④ 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の推進
 - ⑤ 新たな価値を創造する教育の充実

① 新しい時代に求められる資質・能力の育成

予測困難な時代において、一人一人の子どもたちが、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重するとともに、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けることが必要である。そのため、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となれるよう、学習指導要領を踏まえ*「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。

- 「学びに向かう力」の基盤となる基本的な知識・技能の一層の習得を図る
「全国学力・学習状況調査」や町独自の「町内標準学力調査」の結果を精査し、実態に基づききめ細かな指導を充実させ、「学びに向かう力」の基盤となる基本的な知識・技能の一層の習得を図る。

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点から「カリキュラム・マネジメント」の確立を図る
「主体的・対話的で深い学び」の視点から児童生徒の実態や地域の実情に対応した授業改善を図り、*PDCA サイクルに基づいた*「カリキュラム・マネジメント」の確立を図る。

- 習得した知識及び技能を活用し、課題等を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの「学びに向かう力」を育成する
これまでに習得した知識及び技能を活用して、児童生徒が自ら見通しをもって課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の「学びに向かう力」を育成する。

- ② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
子どもたちの様々な教育活動を通して、「新しい時代に求められる資質・能力」を育成するとともに、多様な教育ニーズに対応するため、「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した「個別最適な学び」を進める。併せて、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」と一体的に進める。

- 「指導の個別化」と「学習の個性化」の二つの観点から「個に応じた指導」の充実を図る
「指導の個別化」では、支援が必要な子どもへの重点的な指導や、一人一人の特性や学習進度等に応じた指導に取り組むとともに、自らの学びを追究するなど自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。
「学習の個性化」では、子どもの興味・関心等に応じ、「学習ペースの調整」「目標設定の個別化」等で「個に応じた指導」の充実を図り、子ども自身が主体的に学習を最適化することができるよう促す。

- 一人一台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な取組を推進する
「個別最適な学び」は、探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、一人一人のよい点や可能性を活かしながら、異なる考え方を組み合わせよりよい学びを生み出す「協働的な学び」と一体的に進める。一人一台端末を効果的に活用し、きめ細かな指導体制の充実、実践的な研修、地域人材の活用等を通し、「個別最適な学び」と

「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「カリキュラム・マネジメント」を図りながら授業改善につなげる。



一人一台端末を使用した学習と班で協力して実験を行う学習

③ 情報活用能力の育成

ICT や AI 等の技術革新が飛躍的に進化する Society5.0 時代に対応し、そのような時代を創造していく力と意思を育てていくことが不可欠であることから、「情報活用能力」を着実に育成する。

○ Society5.0 時代に対応しうる情報モラルを含んだ「情報活用能力」を育成する

情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会のなかで果たす役割や影響、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を育成する。

※「ひょうご GIGA ワークブック」の活用等を通じて、自他の権利の尊重等、情報社会におけるルールやマナーの習得、インターネット利用に当たっての危険の回避や情報セキュリティに関する知識の習得等、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組む。

④ 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の推進

グローバル化が一層進展している社会に対応するため、子どもたち自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが求められる。そのため、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、異なる言語や文化の違いを乗り越え、多角的な視野をもって自立的な思考を行い、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力等、グローバルな視野で活躍・行動するための資質・能力を育成する。

○ 自らの国や故郷に誇りを持つとともに、「異文化」や「異なる文化を持つ人々」を受容し共生できる態度を育成する

自らの国やふるさと佐用を愛し誇りを持つとともに、他国の伝統と文化を尊重する態度を育成する。

○ 佐用日本語学校と連携するなど外国語教育を充実する

学校園だけでなく、地域社会における様々な場面において英語やその他の外国語に関連した活動の充実を図る。

また、ALTや佐用日本語学校の生徒等、町に住む外国にルーツがある人々とのふれあいや対話等を通じて多様な言語に親しむ。さらに英語をはじめとする様々な国の言語や歴史、文化、伝統等に触れることを通してコミュニケーション能力を育成する外国語教育に取り組む。

⑤ 新たな価値を創造する教育の充実

複雑化・多様化する時代において、子どもたちが自らの人生や社会をよりよく変えていくため、一人一人が自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せていかなければならない。そのため、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え、課題を発見し、他者と協働・協力しながら、多様な知を培い持ち寄って課題を解決し、新たな価値を創造する力を育成する。

○ 教科横断的な学習や探究学習を通して、児童生徒が他者と協働・協力しながら課題を発見し、新たな価値を「創造」していく力の育成を図る

「人」台端末を積極的に活用しつつ、探究的な学びの過程を重視した教科横断的な学習や探究学習の充実を図る。

コミュニティ・スクールにおける地域とのつながりを活用し、学校と地域が連携・協働しつつ、「少子高齢化問題」「空き家対策」「農業や地域産業の担い手不足」「姫新線の存続」等地域の具体的な課題等、実社会における課題解決にいかしていくための教科横断的な学習の充実を図る。

理数分野をはじめとした魅力ある授業づくりを進めるため、兵庫県立西はりま天文台や兵庫県立大学との連携、外部人材の活用等、興味・関心や意欲をより一層高めるための取組の充実を図る。

(2) 「豊かな心」の育成

複雑化・多様化した社会において、子どもたちが変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活、人生をより豊かなものとしていくことが大切である。

そのため、公共の精神、郷土の自然や伝統・文化の尊重、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、心の危機に気付く力、相談する力を育み、豊かな人間性を育成することが重要である。

- 施策
- ① 兵庫型「体験教育」の推進
 - ② ふるさと意識を醸成する教育の推進
 - ③ 道徳教育の推進
 - ④ 人権教育の推進
 - ⑤ いじめへの対応
 - ⑥ 不登校への対応
 - ⑦ 読書活動の充実

① 兵庫型「体験教育」の推進

自然学校やトライやる・ウィークなど※兵庫型「体験教育」を通して、命を大切に
にする心や思いやりの心、規範意識の醸成に加え、体験活動における試行錯誤のな
かで自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方や生き方を考えさせるなど、
「心の教育」の充実を図る。

○ 「自然学校」や「トライやる・ウィーク」などの質的向上を図る

全町4小学校での自然学校では、異なる背景や価値観を持つ他校の児童と触れ
合い、協力性やコミュニケーション能力を育む小小連携を進める。子どもたちが
課題解決に向けて、自ら考え、模索し、やり抜こうとする態度を育成するととも
に、自然や社会に直接触れることで、日常では経験できない「感動体験」や児童
の「主体性」を育むプログラムを作成・実施するなど、質的向上を図る。

トライやる・ウィークでは、子どもたちが活動を通じて、ふるさとを愛し、社
会的自立に向け、地域の一員としての自覚を深められるよう、各校推進協議会の
活性化を図りつつ、コミュニティ・スクール等を効果的に活用するなど、学校・
家庭・地域の連携を一層深めた取組を推進する。



4校合同の自然学校

② ふるさと意識を醸成する教育の推進

地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化等、地域のもつ豊かで多様な
教育資源を活用しながら、ふるさと佐用はもとより兵庫や日本を愛し誇りを持つ心

を育て、地域の一員としての自覚を高めることは、地域の課題や将来を考え、よりよく変えていくことへの意思を育む上で重要である。また、希薄化していく地域における絆を高めていくことも大切であることから、子どもたちが人々とのふれあいを通じて、ふるさとのよさを知り、ふるさとの課題について理解を深めるとともに、その解決策を考えるなど、郷土を知る取組を推進する。

- 「ふるさと佐用」はもとより、兵庫や日本を愛する心を育て、地域の一員としての自覚を高める
- 佐用町が誇る歴史・文化、伝統芸能、祭事等について理解を深めるとともに、地域に根差した行事に積極的に参加する態度を養う
佐用町が誇る「利神城」をはじめとした史跡、それにまつわる歴史や文化、伝統芸能、祭事等について理解を深めるとともに、地域に根ざした行事に積極的に参加する態度を養う。



利神城

③ 道徳教育の推進

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、「豊かな心」を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤としての道徳性を養う。また、発達段階を考慮した体験的・実践的な活動を通して、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方について考える機会の充実を図る。

- 「特別の教科 道徳」を充実させ、学校教育活動全体で道徳教育に取り組む
兵庫版道徳教育副読本の活用や研修等を通じて、指導内容と指導方法の工夫・改善、指導力の向上を図り、「特別の教科 道徳」はもとより、学校の教育活動全体を通じた道徳教育に取り組む。
- 兵庫版道徳教育副読本等の家庭での活用を図り、学校・家庭が連携した道徳教育を推進する
兵庫版道徳教育副読本の家庭での活用を推進するとともに、佐用町道徳教育協議会の設置や各校の実践研究、佐用町教育研究所の研修等を通じて、学校・家庭・

地域が連携した道徳教育に取り組む。

④ 人権教育の推進

「人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成する。また、教育の主体性、中立性を堅持し、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女子、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、拉致問題や多様な性等の人権に関わる課題の解決に向け、人権教育に総合的に取り組む。

○ 同和問題、拉致問題等、人権に関わる課題の解決に主体的に取り組む人権教育を推進する

児童生徒の発達段階に応じて、兵庫県人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」や人権啓発ビデオや拉致問題啓発アニメ「めぐみ」等を活用し、人権に関わる課題の解決に主体的に取り組む態度を養う。

○ 外国人児童生徒への対応等、多文化共生社会の実現をめざす教育の充実を図る

外国人児童生徒や町内在住の外国人等、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生する意欲や態度を育成するため、各教科、道徳、総合的な学習の時間等の授業を通して、異なる文化、民族、宗教、生活習慣、価値観等に対する理解を深める。

○ 「多様な性」に関する理解を深め、学校現場への体制づくりに努める

性別に関わらず、一人一人の個性が大切にされ、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現に向け、教職員や児童生徒の「多様な性」に関する理解を深め、学校現場の体制づくりに努める。

⑤ いじめへの対応

いじめは許されない行為であり、こころ豊かで安心・安全な社会をいかにして創るかということは学校を含めた社会全体の課題である。いじめ防止対策推進法の理解に基づき、学校や家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめの問題に取り組むとともに、決していじめを許さない人を育てる教育に取り組む。

○ いじめは人権侵害行為であり、絶対に許されない行為であるという認識を深める

いじめは人権侵害行為であることを理解し、子どもたちが自他の生命、個性、人権等を尊重する姿勢や態度を身に付けるような教育に取り組む。

○ 未然防止、早期発見、早期対応を図る連携体制をより一層強化する

「兵庫県いじめ防止基本方針」及び「各校いじめ対応マニュアル」に基づき、学校、家庭、地域、行政、関係機関が一体となって、組織的にいじめの未然防止、

早期発見・早期対応を図る全体的・地域的な連携体制をより一層強化する。

⑥ 不登校への対応

不登校の子どもたちの教育機会を確保するため、アセスメントに基づく PDCA サイクルによる不断の見直しや改善を行うことにより、相談体制の充実等の不登校対策を強力に推進する。

○ 児童生徒への些細な変化に気付くため、SC や SSW 等と連携して指導に当たる

子どもたちの SOS や些細な変化に気付くための全教職員を対象としたカウンセリングマインド研修の充実や、SC、SSW と連携して指導に当たる。

○ 校内サポートルームの設置等、不登校児童生徒に対する校内体制の充実を図る

※校内サポートルームを設置し校内体制の充実を図るとともに、佐用町教育支援センターや関係機関と連携し、多様な学びの場を確保する。

⑦ 読書活動の充実

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

また、子どもの読書への関心や意欲は、家庭や家族の読書活動とも大きく関連している。「ひょうご子どもの読書活動推進計画」や「第2次佐用町子ども読書活動推進計画」に基づき、佐用町立図書館と連携しつつ、子どもたちに本への関心を高め、読書習慣の定着を図る。

○ 「第2次佐用町子ども読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の定着を図る

佐用町型連携教育の取組の一環として、佐用町立図書館や地域ボランティア、保護者の読み聞かせボランティア等との地域連携、中学生が小学生や園児に読み聞かせをする保幼小中連携等、学校・家庭・地域との連携による読書活動を推進する。

(3) 「健やかな体」の育成

生活環境が急激に変化する社会において、子どもたちが生涯を通じて、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、興味・関心や適性等に応じて、様々な運動やスポーツに取り組む資質・能力を育成し、継続して親しむ機会を確保できるようにする。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、食育を推進する。

- 施策
- ① 健康教育・食育の推進
 - ② 体力・運動能力向上の推進
 - ③ 部活動改革の推進

① 健康教育・食育の推進

生涯を通じて心身の健康を保持増進するための能力・態度を育成するとともに、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するための体制と指導の充実を図る。

また、生涯にわたる望ましい食習慣を形成し食に関する自己管理能力を育成するため、栄養教諭や町学校給食センター職員による学校給食の充実を図り、学校・家庭・地域との連携による食育の実践に取り組む。

○ 感染症予防に関する保健指導等、子どもたちの健康保持のための取組を推進する

コロナ禍の感染対策の経験を踏まえ、感染症予防に関する保健指導や喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、がん教育、心の健康や性に関する指導等を通じて、子どもたちが生涯にわたり健康を保持増進する力や態度を育成する。

健康診断や健康観察、健康相談等、様々な機会において、子どもたちの健康課題を早期に発見し、適切に対応するため、教職員、学校医、保護者、地域の専門機関等と連携した保健管理等の取組を推進する。

○ 町学校給食センターと連携し、町産食材の使用等も合わせて学校教育活動全体で行う食育を推進する

学校給食における「生きた教材」である食材の地産地消を推進するなかで、地域の産業や自然、食文化についての理解を深め、食生活が自然の恩恵や人々の様々な活動の上に成り立っていることについて理解し、生産者への感謝の気持ちを抱かせる等、町学校給食センターと連携し学校教育活動全体で食育を推進する。



給食の様子

また、佐用町の「学校における食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(令和6年3月改訂)に基づき、正しい知識と緊急時の対応能力を身に付け、アレルギー疾患を有する幼児児童生徒が発達段階に応じた自己管理能力を身に付けられるようにする。

② 体力・運動能力向上の推進

幼児期からの運動遊びや、体力・技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、共に学ぶ体育活動等を通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させ、運動・スポーツの習慣化を促進し、生涯にわたって心身共に健康で明るく豊かな生活を営むことができる資質・能力を育成する。

○ 「全国体力調査結果」を検証し、体力・運動能力向上を図る態度を育成する

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ課題検証を行い、授業改善や体力アップサポーター等の外部人材の招聘を通じて、子どもたちの体力・運動能力の更なる向上を図る。

○ 児童生徒が継続的に運動・スポーツに親しむ習慣や意欲を養う

児童生徒が将来にわたって運動やスポーツに親しむ習慣を身に付けるため、体育や保健科の授業改善や休み時間における運動遊び等を奨励し、家庭・地域と連携した取組により、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成する。

③ 部活動改革の推進

少子化の進行や、教職員の業務負担軽減等の課題があるなか、子どもたちがスポーツや文化活動に継続して親しみながら、スポーツ・文化の価値や効果、運動の魅力に触れる機会を確保できるよう、持続可能で多様な活動環境の整備を推進する。

○ 地域の実情に応じた、持続可能で多様な活動環境の整備を検討する

国や県の方針を踏まえ、近隣地域による部活動の地域移行に向けた実証事業や、合同部活動・部活動指導員、地域ボランティア等による地域連携について情報収集に努めながら、地域の実情や子どもたちのニーズに応じ、部活動の地域展開を見据えた持続可能で多様な活動環境の整備を検討する。

(4) 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成

子どもたち一人一人が自己実現を果たし、社会において充実して生きられるよう、自己のみではなく、主体的に他者と協働・協力することの重要性も認識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力・態度を育成する。

また、持続可能な社会の創り手として、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度や規範を養う。

- 施策
- ① 兵庫型「キャリア教育」の推進
 - ② 社会的資質・能力の発達の支援
 - ③ 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

① 兵庫型「キャリア教育」の推進

変化の激しい社会において、子どもたちが夢や希望を持って、自分らしい生き方を実現するため、自分の学習状況や将来への展望等を記録する兵庫版「キャリア・パスポート」及び小・中・高へと引き継いでいく「キャリアノート」による一貫した指導等により、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的自立に向け、体系的・系統的なキャリア教育の組織的な取組を充実させる。

○ 「基礎的・汎用的能力」を意図的・継続的・系統的に育成する

変化や失敗を恐れず、前向きに受け止め対応していく力と態度を育成するとともに、自己の将来像を描き、学ぶことや働くことの意義・役割等を理解させ、社会的・職業的自立の基盤となる※「基礎的・汎用的能力」を意図的・継続的・系統的に育成する。

○ トライやる・ウィーク等を生かし、社会に触れる機会の充実を図る

トライやる・ウィーク等の社会体験を活かし、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう、家庭や地域と連携し、自然体験、社会体験、就業体験、ものづくり体験、産業現場における実習の実施、佐用町出身の地域人材と児童生徒との交流等、社会に触れる機会の充実を図る。

② 社会的資質・能力の発達の支援

複雑化・多様化する社会において、子どもたちの発達や教育ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限に伸ばしていくため、それぞれが抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に向けて、日々の教育活動を学校内外の多様な人材を活用しつつ、連携・協働しながら取組を進める。

○ 児童生徒の個性を活かし、それぞれの可能性の伸長に取り組む

国において改訂した※生徒指導提要进行を踏まえ、未然防止・早期対応といった課題予防的生徒指導の側面のみならず、自己を信じ夢や希望を持ち続け、個性を活かしながら可能性を伸ばすなど、自発的・主体的に自らを発達させ、その発達を支えるような生徒指導の側面に着目した取組を推進する。

③ 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

持続可能な社会の創り手として、子どもたちが自らの人生や社会をよりよく変え

ていくことができるよう、自らが社会を形成する一員であるという認識を持ち、主体的に行動する力を育成する。

○ 持続可能な社会の創り手として、主体的に行動する力を育てる

地域の具体的な課題についての教育や主権者教育、消費者教育、金融教育等については、課題解決学習等、様々な教育活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成する。

○ 校則の見直し等、自分たちの課題解決に積極的に関わる態度を培うとともに、規範意識の醸成を図る

校則の見直し等子どもたちに関わるルール等の制定や見直しの過程に、子どもたち自身が関与することは、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることも踏まえ、規範意識の醸成を図りながら子どもたちの主体性を育む中学校生徒会交流会のような取組を積極的に推進する。



中学校生徒会交流会

(5) 特別支援教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための意識改革を進める。と同時に「兵庫県特別支援教育第4次推進計画」に基づき、教職員の複数配置やユニバーサルデザイン等の条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪としたインクルーシブ教育の実現に向けた取組を一層推進する。

- 施策
- ① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実
 - ② 連携による切れ目のない一貫した相談・支援体制の充実

① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

多様性を認め合い、包摂性のある共生社会の実現に向け、引き続きインクルーシブ教育システムを推進するため、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限

り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における将来を見据えた連続性のある特別支援教育の推進・充実を図る。

○ インクルーシブ教育を推進するため、多様なニーズに応じた指導を充実させる

一人一人の教育的ニーズと必要な支援についての合意形成に向け、早期からの教育相談と校内外支援体制の充実を図る。

また、通常の学級において、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供について理解促進を図るとともに、インクルーシブ教育に基づき、一人一人の違いや多様性を認め合える学校園経営・学級経営に取り組む。

○ 副籍を活用した居住地校交流、体系的・系統的な連続性のある指導を心掛ける

特別支援学校に在籍する子どもが、同世代の地域の仲間と共に学び合い支え合う居住地とのつながりを維持・継続し、更に深めていけるよう、西はりま特別支援学校等と連携しながら、*副籍を活用した*居住地校交流の充実を図る。



西はりま特別支援学校交流会

○ 障害の状態や特性、学校や地域の実情に応じた教育環境整備を推進する

障害の状態や特性、学校や地域の実情等に応じて、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応力の向上に向け、すべての教職員を対象に学習上・生活上の支援の工夫や合理的配慮の提供に関する研修等を実施し教育環境整備の充実を図る。

また、障害のある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組の促進を図るとともに、ICTの効果的な活用や個別的教育支援計画等を活用した体系的・系統的なキャリア教育に取り組み、多様な進路選択の実現を推進する。

② 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

障害のある子どもが、就学前から在学中、卒業後も一貫した支援を切れ目なく受けられるよう、教育、家庭、保健・福祉、医療、労働、地域住民等との連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実を図る。

- 各機関との連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援を充実させる
障害のある子どもの安心・安全の確保と一貫した支援を行うため、学校・家庭と事業所・行政等とのより一層の連携を推進する。
また、学校における医療的ケアの安全な実施に向け、医療関係機関等と連携した実施体制の整備を推進する。
- 地域における相談・支援の充実を図るとともに理解啓発を促進する
地域住民や保護者の特別支援教育に関する理解が深まるよう、学校園の行事や地域との交流等、様々な取組を発信し、地域住民との相互理解が進むよう取り組む。
また、多様な人々が共に生きる社会の実現をめざし、障害のある子どもが卒業後も生涯を通じて、地域社会のなかで活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、積極的に文化芸術やスポーツに触れる機会を提供するとともに、地域住民に向けた理解啓発を促進する。

(6) 幼児期の教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。また、気付き力、やりぬく力、人と関わる力等の非認知能力等を身に付ける上でも重要である。そのため、幼児の発達の特長や個々の課題に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、保幼小はもとより家庭、地域、関係団体等、子どもに関わるすべての関係者が連携・協働し、「生きる力」の基礎を育成する。

- 施策
- ① 幼児期における教育の質の向上
 - ② 保幼小の協働による「架け橋期」の教育の充実

① 幼児期における教育の質の向上

幼児教育は、保育園や幼稚園といった幼児教育施設だけではなく、家庭、地域等で幼児が関わる遊びや生活のあらゆる場面において行われるものであり、それらすべてを通じて、健やかな育ちをめざし、より一層質の高い教育を行うことが重要である。

○ 幼児一人一人の発達の特長に応じた質の高い保育・教育を推進する

保育所保育指針や幼稚園教育要領等について、研修を通じて関係者の理解を深め、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え等「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫するなど、幼児教育施設における教育内容や指導方法の工夫・改善・充実を図る。

○ 家庭・地域との連携・協働体制を築き、家庭教育への支援に取り組む

幼児教育は、多様な環境を通じて行う教育を基本としており、幼児を取り巻く環境のすべてが教材となり得ることを踏まえ、体験活動の充実に取り組むことが重要である。幼児の発達や幼児への関わり方等に対する保護者の理解、親子や親同士の交流が深められるよう、家庭・地域との連携・協働による家庭教育への支援に取り組む。

② 保幼小の協働による「架け橋期」の教育の充実

保幼小中高による連携教育を中心として、年間指導計画に基づき、園児と児童生徒との交流や教職員による情報交換を定期的実施し、園児児童生徒理解に努め指導の一貫性を図る。

また、近隣の関係機関や町健康福祉課等との連携を深め、就学前からの切れ目のない一貫した園児や保護者の相談・支援体制の充実に努める。

○ 保育園・幼稚園から小学校への「架け橋期」教育の充実に努める

幼児期は遊びを通じた学びにより小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期である。小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていく視点で取り組むことが必要であることを踏まえ、※「架け橋期」の教育の充実に努める。

○ 保育園・幼稚園から小学校への接続期カリキュラムの普及・改善・充実に努める

町連携教育の趣旨を踏まえ、幼児教育施設で育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じて更に伸ばしていくため、子どもたちの成長過程や互いの教育について共通理解し連携を深め、接続期の保育・教育の在り方に関する実践研究を実施するなど、※アプローチカリキュラムや※スタートカリキュラム等による接続期のカリキュラムの普及及び改善・充実に努める。



保小交流の様子

(7) 人生 100 年を通じた学びの推進

人生 100 年時代においては、誰もが、生涯にわたって学び続けられる機会を確保するとともに、意欲をもって新たな知識や技能を身に付けるなど、自らの可能性を最大限に伸ばしつつ、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる社会を形成することが求められている。

生涯学習の形成に向けた学びの環境整備を進めるとともに、体育施設や社会教育施設を充実させ、人生を健康にいきいきと過ごすための運動・スポーツを推進し、生涯を通じた文化芸術活動の充実を図る。

- 施策
- ① 生涯学習・社会教育の振興
 - ② 社会教育施設の充実
 - ③ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

① 生涯学習・社会教育の振興

一人一人が生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう、社会の変化に対応して必要となる知識や技能の習得のための学習や、自己実現を図る上で必要となる学習等、多様なニーズに応じた生涯学習の機会や場の充実を図る。

また、地域住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域コミュニティづくり、地域課題の解決を図るための活動に還元されるよう、社会教育を支える人材の養成、指導者の資質向上を図るとともに、行政、NPO（非営利団体）、大学、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生に向けた社会教育の振興を図る。

○ 町民それぞれのライフステージに応じた学びやスポーツなどの機会と場の充実を図る

すべての人々が高齢者大学講座等の様々な施設における講座や活動において、それぞれのライフステージに応じた学びやスポーツ等を通じた主体的なキャリア形成を図ることができるよう、現代に必要な学習課題や学習ニーズを踏まえた生涯学習の機会と場の充実を図る。

また、社会教育指導者や社会教育関係職員の研修等、社会教育を担う人材の養成・活躍機会の拡充を図る。

② 社会教育施設の充実

社会教育施設は、人が育ちつながれる場所として、貴重な教育財産を有し、地域における社会教育や社会体育等、地域の教育力の向上の拠点として重要なものである。

高齢者や障害者、子育て世代、子ども等、誰もが一層活用することができるよう社会教育施設の充実を図る。

○ 多様な学習ニーズに対応するとともに、地域の課題解決のための学習機会の充実を図る

多様な学習ニーズに対応するための調査研究や学びのプログラムの提供等、学習機会の充実を図り、高齢者や障害者、子育て世代等、誰もが楽しめる取組の推進を通じて、利用者の満足度の向上に取り組む。

③ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

芸術文化は豊かな人間性を育て、想像力や感情移入の能力、表現力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものである。とりわけ台風 9 号による佐用町水害や阪神・淡路大震災において、傷ついた人々の心を芸術文化が癒やし、元気付け、復興への意欲を生み出す大きな原動力となった経験から、芸術文化が人々の暮らしに欠くことのできない基本的な公共財であることを強く再認識し、文化芸術の振興を図る。

また、それぞれの地域には、多彩な歴史や文化と多様な自然・風土を保有する豊かな歴史文化遺産と自然風土遺産を保存し、後世に伝えるとともに、それらを活用することにより、伝統の息づく新たな地域文化を創造する取組を推進する。

○ 郷土の歴史・文化について広く周知を図るとともに、学校での「ふるさと教育」を推進する

佐用町では、「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」の方針に基づき、利神城や上月城、三日月藩乃井野陣屋の跡地等、地域の歴史文化遺産の調査・保存・整備が進められている。

このような取組を児童生徒に広く周知し、地域の一員としての自覚を高め、ふるさとを愛し、誇りを持つ心を育み、歴史文化遺産を継承していくことに対する理解や意欲を促進することは極めて重要である。

地域資料「ふるさと兵庫 魅力発見！」や「わたしたちのまち郷土佐用町」を活用したり、連携教育の取組のなかで、地域住民をゲストティーチャーとして学校に招聘したりするなど、文化財に触れる機会の充実を図りながら、地域の歴史や伝統・文化、自然や産業等について体験的に探究する「ふるさと教育」を推進する。



地域歴史探訪

基本方針 2

すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

豊かな学びを実現するためには、学校における学習環境を整備するとともに、家庭の教育力や地域の教育力を高めることが重要である。

学習指導要領においても、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められており、学校と家庭や地域との連携・協働がより一層求められている。

よりよい学習環境を整備するためには、教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ、不登校等の課題について校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む体制づくり等が必要である。

さらには、災害国日本において、関係機関との連携により、子どもたちの安心・安全への対策も必要不可欠となっている。

これらを踏まえ、次の5つの基本的方向に沿って取組を推進する。

(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

障害や不登校をはじめ様々な事情や背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、社会的包摂の観点から「個別最適な学び」の機会を確保するとともに、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う「協働的な学び」の機会を確保することが重要である。

加えて、一人一人の生き方、能力、適性を踏まえて主体的に進路や職業等を選択する能力・態度等を身に付けられるよう、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現が重要である。

- 施策
- ① 多様な教育的ニーズへの対応
 - ② 男女共同参画の視点に立った教育の創造

① 多様な教育的ニーズへの対応

障害や不登校をはじめ様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対して、学校教育はもとより社会全体で取り組むべき課題として、本人や家庭の願いを踏まえつつ適切に対応する。

- 多様な教育的ニーズのある子どもたちが安心して学べる教育環境の整備と指

導体制の充実を図る

様々な事情・背景により多様な教育的ニーズのある子どもたちが、学校園や教育支援センター等において安心して教育・支援が受けられるよう、教育機器の整備やバリアフリー化等、必要とする教育環境の整備に努め、多様な学び場の確保・充実に取り組む。

また、GIGA スクール構想による ICT の効果的な活用方法についても、引き続き積極的に取り入れ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図りながら、急激に変容する社会に適応する資質能力を身に付けさせていくことが重要である。

○ 困難や課題を抱える児童生徒に、SC や SSW 等を活用した相談体制の充実を図る

様々な困難や課題を抱える子どもたちに対し、SC や SSW 等を活用した「チーム学校」による、未然防止、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図る。

○ 日本語指導の必要な児童生徒について、指導の在り方の研修に努めるとともに、関係機関と連携し指導体制の整備を推進する

日本語指導が必要な外国人の子どもたちへの支援については、関係機関と協力しながら、日本語指導に関わる教員研修の実施、教育相談等に取り組む。

② 男女共同参画の視点に立った教育の創造

性別にとらわれることなく、個性や能力を十分に発揮できる環境を構築し、誰もが互いに支え合い、穏やかに安心して暮らすことのできる社会を実現し維持していくため、人権尊重や男女共同参画についての理解を深める取組を推進する。

○ 「道徳」や「人権教育」との関連のなかで、男女の平等や男女が共同して社会に参画することの重要性の認識を深める

「道徳」や「人権教育」において、男女が共に学校や家庭・地域のなかで、責任を分かち合いながら対等に社会に参画し、相互理解のもとに、絆を深め、協働する意識や態度を育てる。

○ 児童生徒が、それぞれの生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず、主体的に多様な進路を選択するなど、男女共同参画の理念に立った指導を推進する

男女の平等や相互理解の認識を深め、男女が共同して社会に参画することの重要性や一人一人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に多様な進路を選択することの重要性等についての指導を、人権教育やキャリア教育において推進する。

- 教職員は男女共同参画の観点から、自らの職場環境の改善に取り組むとともに、児童生徒との関係性や指導の在り方などの研修の充実を図る

子どもたちの最も身近な存在である教職員が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを払拭し、男女共同参画の理念を理解し推進できるよう研修の実施等に取り組む。

(2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

子どもたちの豊かな学びの推進や自分らしく安心して活動できる居場所づくり等のためには、学校・家庭・地域が連携・協働することが重要である。

その際、家庭教育は、すべての教育の出発点であることを再認識し、その上で、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題を解決する視点が重要である。

加えて、地域の教育力を高めていく上では、地域住民が共に学び、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している社会教育の役割の重要性を知ることが大切である。さらに子どもたち等、若い世代の地域活動への参画の重要性を再認識することも必要である。

このような認識のもと、子育ての基盤となる「第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画」の効率的・効果的な進捗が求められる。

- 施策 ① 家庭の教育力の向上
- ② 地域の教育力の向上

① 家庭の教育力の向上

家庭は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家庭でのふれあいは、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けていく上で、重要な役割を果たしている。

家庭同士や学校、地域等の交流や協働を通じて学びを積み重ね、親が親として成長しながら子どもと向き合いつつ、子どもの豊かな成長を支えていけるよう、家庭の教育力の向上を図る。



佐用町 PTCA 活動実践発表会

- 親が親として成長し、子どもの成長を支えていける家庭の教育力の向上を図る

子育て支援事業や PTA・保護者会の研修会等を活用し、乳幼児期から学齢期を通じ、保護者としてあるべき姿について学ぶ機会を充実させる。

- 家庭における悩みの解消のため、相談体制の充実、家庭教育の支援に取り組む
佐用町は、母子保健において「さよう母子健康包括支援センター」を、児童福祉において「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、妊産婦や子育て世帯を対象とした各種相談等の対応をしてきたが、令和7年4月に「こども家庭センター」を設置し、より連携を強化し、切れ目ない一体的で包括的な相談、支援を実施する。具体的には、子育てに不安を抱え、孤立しがちな家庭を支援するため、出産前から保健師や家庭児童相談員が相談に応じて、医療機関や相談支援事業所等、関係機関や地域資源への橋渡しを行うなど、相談体制を充実させる。

さらに、子育て支援事業や PTA・保護者会の研修会等を活用し、乳幼児期から学齢期を通じ、子育てに関する情報を提供し、家庭教育の在り方や、保護者としての在りようについて学ぶ機会を充実させる。

② 地域の教育力の向上

地域社会において、子どもたちが多様な学びや交流により豊かに成長していくため、学校と地域の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、相互に育ち合いながら、地域の教育力の向上を図る。

その際、子どもたちも積極的に地域に関わり貢献していくことで、地域から支えられるだけでなく、地域の一員としての当事者意識を持ち、これからの地域の担い手として活躍することが期待される。



上津中学校 ひまわり祭りボランティア

- 学校・地域の連携・協働のもとに地域の教育力の向上を図る

地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを推進するため、地域における子育て家庭の支援や交流活動を通して、地域の教育力の向上を図る。

- 学童保育等、放課後の児童の安全で健やかな居場所を確保する

町内4か所の学童保育等、放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所を確保する体制を維持するとともに、連携を円滑に進める人材の発掘に努める。

- 学校・家庭・地域が連携・協働して「地域とともにある学校」づくりを推進する

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う※「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、相互に育ち合いながら、「地域とともにある学校」づくりを推進する。

- 学校と地域住民等が連携・協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの推進を図る

地域ごと学校ごとに設置する※「学校運営協議会」を通して地域の意見を聞き、学校運営に積極的に反映させる。また、地域づくり協議会等と連携を図り、地域住民を積極的にゲストティーチャー等として招聘したり、地域とともにある学校づくりを推進する「トライやる・ウィーク」等の機会を活用したりして、地域住民の教育活動への参画を推進する。



コミュニティ・スクール先進校（岡山県真庭市）視察

（3）子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は、子どもたちの学びを支え、自己肯定感を育む上で重要である。また、一人一人が子どもたちの成長に関わる教育の当事者であるという意識を持ち、社会総掛かりでの教育を実現するため、子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進が重要である。

加えて、地域の大人たちや企業・団体がこれまで以上に教育に関わりやすくするとともに、学校・家庭・地域の取組に保護者が積極的に参画することができるという観点からも、社会全体で働き方改革や※ワーク・ライフ・バランスを推進する。

- 施策
- ① 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進
 - ② 保護者や地域住民が学校に関わりやすい環境の整備

① 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進

町民が、学校教育をはじめ「教育」の重要性を改めて理解し、お互いに支え合い協力しながら、子どもたちの創造的な活動等を支援する取組を推進する。

- 地域づくり協議会、子ども会等の支援を得て、地域活動のプログラムの開発と、その効果的な実施を図る

地域づくり協議会、子ども会等の企画する行事等に積極的に参加することにより、地域の活動に貢献する子どもたちを育成する。

- 「教育推進月間」の発信強化等で、教育への関心を高めることに努める

※「兵庫の教育推進月間」の発信強化・活用の推進等、教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取組を推進し、様々な形で貢献できるような機運を醸成する。



兵庫型「体験教育」トライやる・ウィークの取組

- ② 保護者や地域住民が学校に関わりやすい環境の整備

オープンスクール、学校参観日、トライやる・ウィーク等の取組を利用し、保護者をはじめ町民が、学校・地域の取組等に参画できる機会を確保する。

- 社会総掛かり教育実現のため保護者等が学校の取組に参画できる機会を確保する

ポストコロナで、改めて保護者等の学校参画が当初の状態へと戻りつつある。

様々な活動を通して、学校・家庭・地域が教育に関わりを持てるようになることは、大変有益なものである。そのためにコミュニティ・スクール等の活動をさらに利用していく。

- ホームページや学校便り等を通して、学校の事業や「地域学校協働活動」等の周知を図る

学校は、ホームページや学校便り等を通して、学校の事業や「地域学校協働活動」等の周知を図り、保護者等が学校の取組に参画できる機会を確保していく。



保護者講演会等の取組

(4) 関係機関等との連携の強化

いじめ、不登校、障害、児童虐待、性犯罪・性暴力、ヤングケアラー、貧困等、子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化しているなか、誰一人取り残されない支援や教育環境を提供していくことは不可欠である。加えて、教育データを効果的に利活用することで、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応が可能となることが期待される。

- 施策
- ① 関係機関等との連携の強化
 - ② 教育データの利活用に向けた取組の推進

① 関係機関等との連携の強化

子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化しているなか、学校と関係機関との連携や、学校外の多様な支援体制の確保等、子どもたちを取り巻くあらゆる環境を視野に入れた体制を構築する。

○ 関係機関との連携により、ニーズに応じた支援につなげる

様々な困難や課題を抱える子どもたちに対し、SC や SSW 等を活用した「チーム学校」による、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図る。

家庭環境に関わる課題についても、学校と行政の各部局、福祉機関、医療・保健機関、警察・司法等とが連携し、相互に協力・補完し合いつつ、真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援につなげる。

○ NPO や企業、地域団体との連携により、地域が一体となった教育活動を推進する

NPO（非営利団体）や企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、地域等と一体となった活動を推進する。

② 教育データの利活用に向けた取組の推進

教育データの利活用に関しては、法令等において明確な定義がなく、多義的・広範であり、様々な分類が可能であるが、「すべての子どもたちの可能性を最大限に引き出す」「誰一人取り残されない」ことに資することが期待されていることから、利活用に向けた取組を推進する。

○ 児童生徒の学習活動や健康保健等のデータを活用し、個に応じた指導の充実を図る

○ 学校における様々な情報の管理計画を明確にし、その取扱いに万全を期す

国においては、教育データを次の3つに分類し、利活用に向けた検討がなされている。

- ①児童生徒(学習者)に関するデータ(学習履歴や生活・健康面に関するデータ)
- ②教員の指導・支援等に関するデータ
- ③学校・自治体等に関するデータ(行政データ)

このことも踏まえ、佐用町では、「学校における個人情報の取扱い並びに使用の同意について」を定め、「個別最適な学び」の実現や困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応に向けて、取組事例の収集や課題の整理、利活用の具体的な方策等について研究を行う。

(5) 子どもたちの安心・安全の確保

学校のみならず、保護者や地域、関係機関とも連携・協働しつつ、子どもたちが日常において、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、主体的に判断して行動する力や共生の心を育成するとともに、新たな感染症の流行や災害等、不測の事態が生じた際の子どもたちの学びの保障に取り組む。

- 施策
- ① 安全教育の推進
 - ② 「兵庫の防災教育」の推進
 - ③ 学校の危機管理体制の向上

① 安全教育の推進

学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、犯罪等、子どもたちの安心・安全を脅かす様々な事案が顕在化していることも踏まえ、日常における子どもたちの安心・安全の確保を図る。

○ 家庭・地域・関係機関との連携・協働による学校安全を推進する

各学校においては、全職員による施設・設備、学校備品等に対する月1回の安全点検や、火災や地震等への備えとして避難訓練を毎年実施している。また、保護者への引き渡し訓練や、子どもを守る家の設置、長期休業前の地域別生徒指導部会等を通して、学校内や登下校中の安全指導についての協議を重ねている。

今後も家庭・地域・関係機関との連携・協働による学校安全を推進し、園児児童生徒に対する安全意識の向上を図る。

○ 防犯や交通安全等の認識を深め、命は自ら守るという意識を高める

通学路点検や警察署の協力による交通安全教室、防犯教室などを通して、自らの命を守り抜き、安心・安全な生活や社会を実現するための主体的な態度を育成する。

② 「兵庫の防災教育」の推進

阪神・淡路大震災や佐用町に大きな被害をもたらした佐用町水害からかなりの時間が経過するなかで、それらの記憶が風化することを防ぐとともに、その経験と教訓を活かし、南海トラフ巨大地震や多発する自然災害に対する準備を進める。

学校現場においても避難訓練等を実施し、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する。

○ 阪神淡路大震災、佐用町水害の教訓を忘れず、地域に根差した防災教育を推進する

企画防災課、県立大学、地元住民等と協力した事業を行い、学校の防災教育、防災体制の充実を図る。

新任教職員への研修、防災に関する専門性の高い教職員の養成、※震災・学校支援チーム（EARTH）の協力を得て、教職員の対応力の向上を図る。



学校現場における避難訓練

○ 防災教育副読本「明日に生きる」を活用し、防災教育・防災体制の充実を図る

防災教育副読本「明日に生きる」や佐用町地域防災計画、さらには佐用町災害記録誌「こころの輪」の活用、指定校における実践的な授業の推進等を行い、防災教育・防災体制の充実を図る。



不審者対応避難訓練の様子

③ 学校の危機管理体制の向上

子どもたちの安全を確保するため、各学校において、全教職員が共通の認識のもとで生活安全・交通安全・災害安全の各領域の危機管理における役割等を明確にするとともに、生命を守り安全を確保する体制を確立する。定期的な登下校危険個所の確認と点検を行い、改善が必要な個所については、随時対策を行う。

児童生徒の登下校にあたっては、保護者や教職員・佐用町青少年育成センターによる見回り等を定期的に行い、不審者対策、交通災害対策に備える。また、今後、新たな感染症の流行や災害等の不測の事態が生じた際にも、学校や設置者が学校教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障していけるよう備える。

- 不審者対応訓練等を通して、児童生徒の命を守る体制を常に整える
アセスメントに基づいた PDCA サイクルを通し、危機管理マニュアル等の継続的な見直しを行うとともに、校内研修等を通じて全教職員が共通に理解するよう取り組む。
佐用高等学校や各地域づくり協議会と連携した合同訓練を通して、防災意識を高める。

- 新たな感染症や災害等に備え、児童生徒の学びを保証する取組を進める
新型コロナウイルス感染症における対応事例の収集・整理や、非常時における端末の持ち帰り学習の準備等に継続的に取り組む。
仮に新しい感染症が発生した時にも適切に対応できるよう、コロナ禍における教訓を忘れないように対応マニュアルを整理しておく。
特に修学旅行や体育祭等の大きな行事が感染症下でも実施できるよう、危機管理等に努める。



コロナ禍での修学旅行



無観客の体育祭

基本方針 3

安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

ICT や AI 等の技術革新が飛躍的に進化する Society5.0 時代を生きていくための準備は学校においても始まっている。学校教育においては、その ICT の活用が日常化するよう取り組むとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが重要である。

教育現場は、教職員の熱意と努力に支えられている。今後、志ある優れた素養と資質・能力を備えた魅力ある人材を確保・育成していくための研修等の充実が求められる。それとともに、複雑化・困難化する教育課題に対応していくために教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境整備が重要である。そのためには校長等のマネジメントのもと、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図る必要がある。

さらには、今後の児童生徒数の減少を踏まえて、学校現場における学校規模適正化に対する意見を集約し、佐用町型連携教育を通して、今後の学校のあり方を検討する必要がある。これらを踏まえ、次の4つの基本的方向に沿って取組を推進する。

(1) 教育 DX の実現に向けた教育の情報化の推進

ICT や AI 等の技術革新が飛躍的に進化する Society5.0 時代を生きていくためには、時代の変化とともに成長しつつ、そのような時代を創造していく力と意思を育てることが不可欠である。

そのためには、学校教育において、ICT の活用が日常化するよう取り組むとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが重要である。

今後、「GIGA スクール構想 第2期」の整備が始まる予定である。2030年スタート予定の次期学習指導要領の検討も、今後、熱を帯びてくる。次期学習指導要領は1人1台端末・クラウド活用は、大前提となってくるはずである。

また、教育データを効果的に利活用することで、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応が可能となることが期待される。

- 施策
- ① 1人1台端末の活用推進
 - ② 情報活用能力の育成
 - ③ 教員の ICT 活用指導力の向上
 - ④ 校務改善と教育環境充実に向けた ICT 環境の整備・充実

① 1人1台端末の活用推進

「GIGA スクール構想」の導入により、学校において子どもたちの1人1台端末

の環境が整備された。1人1台端末を活用し、新しい時代に求められる資質・能力の一つである「情報活用能力（情報モラル含む）」の育成をはじめ、「主体的・対話的で深い学び」の授業実践を実現する。

○ 1人1台端末の活用を日常化し、ICT活用指導力の向上に努める

各教科の特質や、探究的な学習等、活用の場面にも留意しつつ、小学校から中学校まで一貫して1人1台端末の活用を日常化するとともに、効果的な活用がなされるよう、教員のICT活用指導力の向上やデジタル教材等のコンテンツの充実、ICT環境の整備・充実に取り組む。

② 情報活用能力の育成

※ChatGPTのようなAIが普及するなかで、いかにして情報を活用していけば良いかが問われている。情報活用能力の育成は急務な課題である。

○ 教育データ利活用に関する研究を進め、情報活用能力の育成に努める

教員が校内研修を含め積極的に研修等に参加し研鑽を深められるよう、研修受講の奨励や働き方改革の推進による時間の確保等に取り組むとともに、一層の情報活用能力の向上を図る。

③ 教員のICT活用指導力の向上

1人1台端末の活用は、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るために必要不可欠なものであることから、教育分野におけるICT活用の意義や必要性を改めて共有しつつ、教員一人一人のICT活用指導力の向上を図る。

○ ICT活用指導力の向上に努め、GIGAスクール構想の実現に取り組む

学校間、地域間の差を縮小させ、町内のすべての子どもたちが1人1台端末を効果的に活用した学びが実現できるよう、佐用町教育研究所の研修講座をはじめ、課題の共有、取組の好事例の普及等により、町一体となって「GIGAスクール構想の実現」に取り組む。



佐用町 ICT 活用研修講座の様子

④ 校務改善と教育環境充実に向けた ICT 環境の整備・充実

一人一台端末の活用を日常化し、効果的な活用がなされるよう働きかけを行うとともに、校務・業務の効率化等、働きがいのある学校づくりを進めるため、円滑・安全な ICT 環境の整備・充実を図る。



タブレットを活用した授業の様子

○ 学習指導要領を踏まえ、ICT を最大限活用できる環境整備を意識する

今後の ICT 環境整備に係る国の議論も注視しつつ、大型提示装置、学習者用・指導者用コンピュータ、無線 LAN 等を整備推進するとともに、通信環境の強化を図るなど、ICT を最大限活用できる環境の整備推進に取り組む。

オンライン・リモート等を取り入れた授業を実施するなど、ICT 機器の積極的な利用を図る。

○ 校務・業務のデジタル活用により、業務の効率的・効果的遂行を図る

働きがいのある学校づくりを進めるため、校務・業務のデジタル化を図り、教職員が積極的に ICT を活用できるよう、更なる整備推進に取り組む。

(2) 就学環境と修学環境の整備・充実

子どもたちの安心・安全を確保しつつ、質の高い学びや快適な学校生活を送ることのできる就学環境を実現するとともに、すべての子どもたちが未来に希望を持ち、家庭の経済事情によって「学び」が止まることがないように修学環境の充実を図る。

- 施策
- ① 安心・安全な教育環境整備の推進
 - ② 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
 - ③ 学校規模適正化

① 安心・安全な教育環境整備の推進

児童生徒が安心して学校生活を送れるように、学校施設の老朽化対策の実施や学校環境の整備充実を図る。

- 学校環境の設備充実を図り、安心・安全で快適な学校生活を送る環境を実現する

老朽化が進行している学校施設の改修、特別教室や避難所指定体育館の空調整備、環境改善を計画的に実施する。

さらには、授業や部活動等で使用する備品・用具等の整備を学校の特色に応じて集中的に実施する。

② 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

様々な困難や課題を抱える子どもたちに対して、平等に学習機会の確保を図ることは、基本的な人権の尊重にあたる。全ての児童生徒に適切な就学支援を行っていく必要がある。

- 様々な困難や課題を抱える児童生徒に対する就学支援等を実施する

経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、就学支援を行うとともに就学支援金等を支給する。

③ 学校規模適正化

今後の児童生徒数の減少を踏まえて、特に中学校現場における学校規模適正化に対する意見を集約し、よりよい教育環境の整備・充実に向けた協議を進める。

- 佐用町型連携教育を通して、今後の学校のあり方を検討する

佐用町型連携教育を実施するなかで、小中学校の連携を強化し、小中一貫校等への可能性も模索しながら、児童生徒数減少に対する今後の在り方を検討する。



南光小学校と上津中学校の連携授業の様子（図工・美術科）

(3) 教職員の資質・能力の向上

教育現場は、日々子どもたちに向き合う教職員の熱意と努力に支えられている。

教職員を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、「教育は人なり」のもと、志ある優れた素養と資質・能力を備えた魅力ある人材を確保・育成し、子どもたちに「在りたい未来」を創造していく力を育む。

- 施策
- ① 質の高い人材の育成、資質能力の向上
 - ② 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実

① 質の高い人材の育成、資質能力の向上

子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化していることへの対応や、新しい時代に求められる資質・能力の育成、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、「主体的・対話的で深い学び」の授業実践等、様々な対応が求められている。

このような要請に添えていくためにも、質の高い人材の確保及び資質・能力の向上を図る。

○ 教職員個々のニーズと学校の課題を明確にし、課題解決のための研修・研究等の推進を図る

専門性はもとより、様々な教育課題に適切に対応できる教員を安定的に確保するため、教員の魅力発信に加え、人間性や資質の重視、教員経験者や多様な人材の確保を図るとともに、講師登録人材バンクの充実等、幅広い人材発掘に取り組む。

学校教育を取り巻く環境の変化に応じて、研修や日々の学習活動等、様々な機会を捉えて、新たな知識・技能等を身に付けられるよう、「兵庫県管理職・教員資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」等に基づき、教職員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を佐用町教育研究所が中心となり実施するとともに、研修履歴を活用した教職員の研修受講を奨励する。



佐用町教育研究所 夏のテーマ別研修会



佐用町 夏の全体研修会



佐用町教育研究所
「学力向上ディスカッション」

② 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実

新しい時代の教育を実現するため、国、県、市町、各学校等、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たしながら、持続可能な指導・運営体制が構築できるよう、整備・充実を図る。

○ 多様なニーズに応じた学校の運営体制の整備・充実を図る

多様な子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や、専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るとともに、障害のある子どもたちや外国人の子どもたちへの指導、いじめや不登校への対応を含め、多様な教育ニーズに応じた学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図る。

○ 校長等のマネジメントのもと、「チーム学校」を一層推進する

校長等のマネジメントのもと、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、SC、SSW等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子どもたちに必要な資質・能力を育むことができるよう「チーム学校」を一層推進する。

(4) 学校の組織力の向上

質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応していくためには、教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境整備が重要である。

校長等のマネジメントのもと、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図るとともに、子どもたちに必要な資質・能力を育む。

- 施策
- ① 働きがいのある学校づくりの推進
 - ② 教職員の健康管理
 - ③ 管理職の確保・育成

① 働きがいのある学校づくりの推進

教職員が志高く責任と誇りを持って子どもたちに向き合え、学校が教職員のウェルビーイングを高める場となるよう、働きがいのある学校づくりを推進する。

そのため、校長等のリーダーシップのもと「チーム学校」として、在校等時間の適正な管理、外部人材の活用、先進的な取組事例の普及、ICTを活用した校務・業務の効率化等を通じて、教職員の業務負担軽減に取り組む。

○ 「働き方改革」や業務の見直しによる業務の適正化・効率化を推進し、余裕と働きがいのある職場環境の整備を図る

校長等のマネジメントのもと、教諭はもとより、SC、SSW等の多様な専門性

を持つ支援スタッフが連携・分担して役割を果たし、「チーム学校」として関係機関との連携も図りながら、子どもたちを取り巻く様々な課題への対応に取り組む。

必ずしも教職員が担う必要がない業務に係る外部人材の積極的な活用や業務支援員の配置支援、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成、慣習にとらわれない行事・業務の見直し・廃止等により、学校・教職員が担う業務の適正化を図る。

② 教職員の健康管理

教職員が心身共に健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康の保持増進を図る。

○ ワーク・ライフ・バランスの推進により、教職員の心身の健康保持・増進を図る

メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対処を目的とした相談事業、研修、職場復帰支援等に取り組む。

メンタルヘルス総合対策の取組を広く教職員に周知し、きめ細かいサポートを行うことにより、療養者の減少に取り組む。

年次休暇の取得促進、各種休暇制度の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

ハラスメントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口の活用や倫理観を高める研修の実施等を通じて、相談しやすい雰囲気の醸成を図り、風通しのよい学校づくりを推進する。

③ 管理職の確保・育成

管理職は、「チーム学校」としての働きがいのある学校づくり、職場の心理的な安全の確保、学校外との連携・協働、信頼関係の構築、教職員の能力向上など、重要な役割を担っている。そのため、ミドルリーダー研修等を通して、管理職の育成を図り、力量ある管理職の確保に努める。

○ 将来の学校運営を担う主幹教諭等、ミドルリーダーの育成に努める

学校が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職の育成、学校運営の中心となるミドルリーダーの育成、女性管理職の育成等、これからの時代に求められる資質・能力を有する管理職の確保・育成を行うため、体系的・実践的な研修を実施する。

また学校運営・教育活動の中核的な役割を担い、将来管理職になることが想定されている主幹教諭の計画的な配置を行う。

おわりにー変化への対応ー

第3期佐用町教育振興基本計画の期間中は、空調設備の教室等への設置、児童生徒一人一人へのタブレット端末の配付、それに加えて新型コロナウイルス感染症への対策等、教育委員会、学校ともに変化への対応が迫られた。

国や県の方針等を運用しつつ適切な対応に努めるとともに、教育委員会・学校それぞれに教育活動の円滑な進捗を図り、所期の成果が見られたとの評価を得たが、その成果と課題については、危機管理の観点からも、引き続き検証が求められる。

第4期佐用町教育振興基本計画においては、教育の不易と流行を勘案しつつ、佐用町の次代を担う子どもたちの育成を図るべく策定された。

その推進にあたっては、第3期における様々な課題と成果の検証を踏まえ、教育委員会においては各学校への指導・支援に努め、各学校においては「学校経営概要」等を策定するなど、基本計画の理念や考え方の具現化を推進することが求められる。

今後、変容を続ける予測困難な時代にあっては、その時々の変化に対して、適宜、適切・的確な対応に努め、保護者はもとより地域との協働・連携により、「佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」の円滑かつ効果的な進捗を図ることこそ肝要であろう。

◇計画の推進と進行管理

次代を担う子どもたちを育み、町民一人一人が生涯にわたる学びを実践するためには、地域社会全体で学びを支えていくことが重要である。そのため、本計画の推進においては、学校・園、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら本町の教育施策の一層の充実を図る。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」の改正(平成20年4月1日施行)により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表すること、また、その点検・評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされている。

佐用町教育委員会では、その法に則り、『夢ある教育 きらめきプラン』(佐用町教育振興基本計画)を効果的に推進していくため、引き続き、毎年の教育委員会評価において検証していくとともに、各学校・園においても「学校経営概要」「年間指導計画」「保育課程」に反映させるものとする。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」の施行により設置された「総合教育会議」においても、本計画について、協議・調整を行っていく。

本計画に掲げる施策を効果的かつ着実に実行するために、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、各種施策の展開においては、近年の教育を取り巻く環境の複雑化・多様化や他分野にわたる連携が重要となることから、国・県との調整や協調を図りながら、効率的・効果的な事業の推進に努める。

◇第4期佐用町教育振興基本計画の骨子

基本方針	基本的方向	施策	主な取組
<p>1 推し進め困難な時代を生き抜く力を育む教育の</p>	<p>(1) 「確かな学力」の育成</p>	<p>① 新しい時代に求められる資質・能力の育成</p>	<p>「学びに向かう力」の基盤となる基本的な知識・技能の一層の習得を図る 「主体的・対話的で深い学び」の視点から「カリキュラム・マネジメント」の確立を図る 習得した知識及び技能を活用し、課題等を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの「学びに向かう力」を育成する</p>
		<p>② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実</p>	<p>「指導の個別化」と「学習の個性化」の二つの観点から「個に応じた指導」の充実を図る 1人1台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な取組を推進する</p>
		<p>③ 情報活用能力の育成</p>	<p>Society5.0時代に対応しうる情報モラルを含んだ「情報活用能力」を育成する</p>
		<p>④ 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の推進</p>	<p>自らの国や故郷に誇りを持つとともに、「異文化」や「異なる文化を持つ人々」を受容し共生できる態度を育成する 佐用町日本語学校と連携するなど外国語教育を充実する</p>
		<p>⑤ 新たな価値を創造する教育の充実</p>	<p>教科横断的な学習や探究学習を通して、児童生徒が他者と協働・協力しながら課題を発見し、新たな価値を「創造」していく力の育成を図る</p>
<p>(2) 「豊かな心」の育成</p>	<p>① 兵庫型「体験教育」の推進</p>	<p>「自然学校」や「トライやる・ウィーク」などの質的向上を図る</p>	
	<p>② ふるさと意識を醸成する教育の推進</p>	<p>「ふるさと佐用」はもとより、兵庫や日本を愛する心を育て、地域の一人として自覚を高める 佐用町が誇る歴史・文化、伝統芸能、祭事等について理解を深めるとともに、地域に根差した行事に積極的に参加する態度を養う</p>	
	<p>③ 道徳教育の推進</p>	<p>「特別の教科 道徳」を充実させ、学校教育活動全体で道徳教育に取り組む 兵庫版道徳教育副読本等の活用を図り、学校・家庭が連携した道徳教育を推進する</p>	
	<p>④ 人権教育の推進</p>	<p>同和問題、拉致問題等、人権に関わる課題の解決に主体的に取り組む人権教育を推進する 外国人児童生徒への対応等、多文化共生社会の実現をめざす教育の充実を図る 「多様な性」に関する理解を深め、学校現場への体制づくりを努める</p>	
	<p>⑤ いじめへの対応</p>	<p>いじめは人権侵害行為であり、絶対に許されない行為であるという認識を深める 未然防止、早期発見、早期対応を図る連携体制をより一層強化する</p>	

基本方針	基本的方向	施策	主な取組
1 推し進め困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	(2) 「豊かな心」の育成	⑥ 不登校への対応 ⑦ 読書活動の充実	児童生徒への些細な変化に気付くため、SCやSSW等と連携して指導に当たる 校内サポータールームの設置等、不登校児童生徒に対する校内体制の充実を図る 「第2次佐用町子ども読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の定着を図る 感染症予防に関する保健指導等、子どもたちの健康保持のための取組を推進する 町学校給食センターと連携し、町産食材の使用等も合わせて学校教育活動全体で行う食育を推進する
	(3) 「健やかな体」の育成	① 健康教育・食育の推進 ② 体力・運動能力の向上 ③ 部活動改革の推進	「全国体力調査結果」を検証し、体力・運動能力向上を図る態度を育成する 児童生徒が継続的に運動・スポーツに親しむ習慣や意欲を養う 地域の実情に応じた、持続可能で多様なスポーツ環境の整備を検討する
	(4) 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成	① 兵庫型「キャリア教育」の推進 ② 社会的資質・能力の発達の支援 ③ 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成	「基礎的・汎用的能力」を意図的・継続的・系統的に育成する トライヤル・ウィーク等を生かし、社会に触れる機会の充実を図る 児童生徒の個性を生かし、それぞれの可能性の伸長に取り組む 持続可能な社会の創り手として、主体的に行動する力を育てる 校則の見直し等、自分たちの課題解決に積極的に関わることにも、規範意識の醸成を図る
	(5) 特別支援教育の推進	① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実 ② 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実	インクルーシブ教育を推進するため、多様なニーズに応じた指導を充実させる 副籍を活用した居住地校交流、体系的・系統的な連続性のある指導を心掛ける 障害の状態や特性、学校や地域の実情に応じた教育環境整備を推進する 各機関との連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援を充実させる 地域における相談・支援の充実を図るとともに理解啓発を促進する
	(6) 幼児期の教育の充実	① 幼児期における教育の質の向上 ② 保幼小の協働による「架け橋期」の教育の充実	幼児一人一人の発達特性に応じた質の高い保育・教育を推進する 家庭・地域との連携・協働体制を築き、家庭教育への支援に取り組む 保育園・幼稚園から小学校への「架け橋期」教育の充実を図る 保育園・幼稚園から小学校への接続期カリキュラムの普及・改善・充実を図る

基本方針	基本的方向	施策	主な取組
1 予 を 生 測 難 の な 時 代 推 進	(7) 人 生 100年 を 通 じ た 学 び の 推 進	① 生涯学習・社会教育の振興 ② 社会教育施設の充実 ③ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用	町民それぞれのライフステージに応じた学びやスポーツなどの機会と場の充実を図る 多様な学習ニーズに対応するとともに、地域の課題解決のための学習機会の充実を図る 郷土の歴史・文化について広く周知を図るとともに、学校での「ふるさと教育」を推進する 多様な教育的ニーズのある子どもたちが安心して学べる教育環境の整備と指導体制の充実を図る 困難や課題を抱える児童生徒に、SCやSSW等を活用した相談体制の充実を図る 日本語指導の必要な児童生徒について、指導の在り方について研修に努めるとともに、関係機関と連携し指導体制の整備を推進する
2 す べ て の 学 校 ・ 家 庭 ・ 地 域 等 の 構 築	(1) 多 様 性 の 尊 重 と 包 摂 性 の あ る 教 育 の 推 進	① 多様な教育的ニーズへの対応 ② 男女共同参画の視点に立った教育の創造	「道徳」や「人権教育」との関連の中で、男女の平等や男女が共同して社会に参画することの重要性の認識を深める 児童生徒が、それぞれの生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず、主体的に多様な進路を選択するなど、男女共同参画の理念に立った指導を推進する 教職員は男女共同参画の観点から、自らの職場環境の改善に取り組むとともに、児童生徒との関係性や指導の在り方などの研修の充実を図る
	(2) 学 校 ・ 家 庭 ・ 地 域 と の 協 働 に よ る 豊 か な 学 び の 推 進	① 家庭の教育力の向上 ② 地域の教育力の向上	親が親として成長し、子どもの成長を支えていける家庭の教育力の向上を図る 家庭における悩みの解消のため、相談体制の充実、家庭教育の支援に取り組む 学校・地域の連携・協働のもとに地域の教育力の向上を図る 学童保育等、放課後の児童の安全で健やかな居場所を確保する 学校と地域住民等が連携・協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの推進を図る 学校・家庭・地域が連携・協働して「地域とともにある学校」づくりを推進する 地域づくり協議会、子ども会等の支援を得て、地域活動のプログラムの開発と、その効果的な実施を図る 「教育推進月間」の発信強化等で、教育への関心を高めることに努める
	(3) 子 ど も の 育 ち を 社 会 全 体 で 支 え る 取 組 の 推 進	① 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進 ② 保護者や地域住民が学校に関わりやすい環境の整備	社会総掛かり教育実現のため保護者等が学校の取組に参画できる機会を確保する ホームページや学校便り等を通して、学校の事業や「地域学校協働活動」などの周知を図る

基本方針	基本的方向	施策	主な取組
2 校 ら し く す べ て の 家 庭 ・ 子 地 域 等 の 過 た ち が 自 学	(4) 関係機関等との 連携の強化	① 関係機関等との連携の強化 ② 教育データの利活用に向けた取組の推進 ③ 安全教育の推進	関係機関等との連携により、ニーズに応じた支援につなげる NP0や企業、地域団体との連携により、地域が一体となった教育活動を推進する 児童生徒の学習活動や健康保健等のデータを活用し、個に応じた指導の充実を図る 学校における様々な情報の管理計画を明確にし、その取扱いに万全を期す 家庭・地域・関係機関との連携・協働による学校安全を推進する 防犯や交通安全等の認識を深め、命は自ら守るという意識を高める
3 教 育 環 境 の 整 備 ・ 充 実 の 高 い 学 び を 実 現 す る	(5) 子どもたちの安心・安全の確保	① 一人1台端末の活用推進 ② 情報活用能力の育成 ③ 教員のICT活用指導力の向上 ④ 校務改善と教育環境充実に向けたICT環境の整備・充実 ① 安心・安全な教育環境整備の推進 ② 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ③ 学校規模適正化 ① 質の高い人材の育成、資質能力の向上 ② 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実	阪神淡路大震災、佐用町水害の教訓を忘れず、地域に根差した防災教育を推進する 防災教育副読本「明日に生きる」を活用し、防災教育・防災体制の充実を図る 不審者対応訓練等を通して、児童生徒の命を守る体制を常に整える 新たな感染症や災害等に備え、児童生徒の学びを保証する取組を進める 1人1台端末の活用を日常化し、ICT活用指導力の向上に努める 教育データ利活用に関する研究を進め、情報活用能力の育成に努める ICT活用指導力の向上に努め、GIGAスクール構想の実現に取り組み 学習指導要領を踏まえ、ICTを最大限活用できる環境整備を意識する 校務・業務のデジタル活用により、業務の効率的・効果的遂行を図る 学校環境の設備充実を図り、安心・安全で快適な学校生活を送る環境を実現する 様々な困難や課題を抱える児童生徒に対する就学支援等を実施する 佐用町型連携教育を通して、今後の学校のあり方を検討する 教職員個々のニーズと学校の課題を明確にし、課題解決のための研修・研究等の推進を図る 多様なニーズに応じた学校の運営体制の整備・充実を図る 校長等のマネジメントのもと、「チーム学校」を一層推進する 「働き方改革」や業務の見直しによる業務の適正化・効率化を推進し、余裕と働きがいのある職場環境の整備を図る ワーク・ライフ・バランスの推進により、教職員の心身の健康保持・増進を図る 将来の学校運営を担う主幹教諭等、ミドルリーダーの育成に努める
	(4) 学校の組織力の向上	① 働きがいのある学校づくりの推進 ② 教職員の健康管理 ③ 管理職の確保・育成	

◇策定委員会委員名簿

●策定委員

(敬称略)

No	選出区分	氏名	役職
1	学識経験者	廣岡 徹	委員長
2	小学校代表校長	堀坂 哲哉	
3	中学校代表校長	高見 英治	
4	小学校代表教諭	達見 龍彦	
5	中学校代表教諭	高木 秀美	
6	保育園代表園長	春國 美穂	
7	佐用郡 PTA 連合会会長	尾崎 亮太	
8	学識経験者	藤田 修一	
9	学識経験者	筏 由美子	副委員長
10	文化財保護審議委員代表	竹本 敬市	
11	社会体育団体代表	山田 徹	
12	文化団体代表	四方田 義夫	
13	教育長推薦	久保 正彦	
14	教育長推薦	仲村 真巨	

●事務局

No	課(室)名	氏名	役職
1	教育委員会	浅野 博之	教育長
2	教育委員会教育課	三浦 秀忠	課長
3	// (企画総務室)	椿 誠	室長
4	//	加藤 裕輝	室長補佐
5	// (教育推進室)	西川 典男	室長
6	//	豊永 明香里	主査
7	//	藤本 慶己	主事
8	//	キャラハン すずか	指導主事
9	//	竹田 兼基	指導主事
10	//	古川 光弘	教育研究所長
11	教育委員会生涯学習課	高見 浩樹	課長
12	// (生涯学習推進室)	鞍田 誠	室長
13	// (図書館)	蔭木 陽子	館長
14	// //	川本 治邦	室長補佐
15	健康福祉課	木村 昌子	課長
16	// (子育て・福祉室)	間嶋 節夫	室長

◇用語説明

【ア行】

- IoT・・・《Internet of Things》建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピュータ以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。例えば家庭においては、テレビや冷蔵庫、エアコンなどの電化製品が外出先からコントロールできることなどを指す。
- ICT・・・《Information and Communication Technology》多くの場合「情報通信技術」と訳される。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来の「IT（Information Technology）」とほぼ同様の意味で用いられる。
- アプローチカリキュラム・・・小学校以降の教育を見通しながら、その基盤となる資質・能力を育成していくことを踏まえ保育園で教育活動を実施するためのカリキュラム。
- インクルーシブ教育・・・人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ教育。
- ウェルビーイング・・・身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

【カ行】

- 学習指導要領・・・全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省で定められた、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。
- 架け橋期・・・保幼小という異なる施設類型や学校種にまたがる5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と呼ぶ。この時期の教育の重要性について、保幼小はもとより、家庭や地域をはじめ、子どもに関わるすべての関係者に幅広く訴えることを目的とした言い方。
- 学校運営協議会・・・学校と地域が一体となった学校づくりを進めるために設置する、学校運営及び運営への必要な支援などを協議する機関。
- カリキュラム・マネジメント・・・「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。
- GIGA スクール構想・・・1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する。
- 基礎的・汎用的能力・・・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力で、キャリア教育で育成すべき4つの能力（「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」）のこと。
- 共同設置方式・・・小規模町村において充実した行政を行うために、複数の市町村が共同

で行政事務を処理する方式。当時の佐用町、上月町、南光町、三日月町の4町で設置。

- 居住地校交流・・・特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小中学校で、その学校に在籍する児童生徒とともに交流及び共同学習を行う活動。
- グローバル化・・・資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
- 校内サポートルーム・・・自分の学級に入りづらい児童生徒が、校内において安心して過ごすことができる教室。
- 合理的配慮・・・障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。（「デジタル大辞泉（小学館）」）
- コミュニティ・スクール・・・学校運営協議会の制度にもとづいて学校運営や学校の課題について熟議し、広く保護者や地域住民が参画していく仕組み。

【サ行】

- 持続可能な開発目標（SDGs）・・・平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、令和12年を期限とする。貧困格差や地球環境など世界が直面する課題を解決するための目標。
- 社会に開かれた教育課程・・・学習指導要領に定められた「資質・能力の三つの柱(知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう人間性等)」「カリキュラム・マネジメント」などを、社会との連携及び協働により実現を図ること。
- 主体的・対話的で深い学び・・・自ら興味や関心を持って粘り強く取り組み、協働や対話を通じて自己の考えを広げ、知識を相互に関連づけてより深く理解する学び方。
- 障害者基本法・・・障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。（障害者基本法第1条より）
- 障害者権利条約・・・障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めた条約。（「障害者の権利に関する条約について」の概要より）
- 人工知能（AI）・・・《Artificial Intelligence》コンピュータで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化された技術。（「デジタル大辞泉（小学館）」）
- 震災・学校支援チーム（EARTH）・・・防災・減災に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた兵庫県の教職員のチーム。大災害発生時には、避難所となった学校への支援を行う。平時には、県内外・海外への防災教育や防災体制に係る活動等を行っている。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）・・・いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて問題解決を図る。
- スタートカリキュラム・・・小学校へ入学した子どもが、保育園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

- 生徒指導提要・・・小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、学校・教職員向けの基本書として作成したもの。
- Society5.0・・・日本が提唱する未来社会のビジョンで、「超スマート社会」を目指す概念。これは、技術革新を活用して人間中心の社会を実現し、経済発展と社会課題の解決を両立させることを目的としている。これまでの人類の発展段階を進化させたもの。

【タ行】

- 第2期佐用町生涯スポーツ推進計画・・・令和6年度から令和10年度までを期間とする。佐用町における高齢化や人口減少、青少年の健全育成といった課題や展望をスポーツで解決もしくは展開していく施策。
- 第2次佐用町男女共同参画推進計画・・・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定する「市町村男女共同参画計画」。令和4年度から令和8年度の5か年を期間とする。
- 地域学校共同活動・・・幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- ChatGPT・・・アメリカ企業のOpenAIが2022年11月に公開した人間のような自然な対話を行うことができる人工知能(AI)システム。「デジタル大辞泉(小学館)」
- デジタルトランスフォーメーション(DX)・・・IT(情報技術)が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。教育データの利活用を含めた「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」が5つの基本的な方針の一つとして位置づけられている。

【ハ行】

- 働き方改革関連法・・・働く人がそれぞれの事情に応じた働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を定めている。
- PDCAサイクル・・・計画(plan)→実践(do)→評価(check)→改善(action)という4段階を循環させ、継続的にプロセスを改善していく手法。
- 兵庫型「体験教育」・・・環境体験事業(小学3年生)、自然学校推進事業(小学5年生)、青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～(中学1年生)、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(中学2年生)、高校生地域貢献事業～トライやる・ワーク～(高校1年生)、高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～(高校2年生)から成り、小学校から高校における各体験活動を、それぞれの発達段階を踏まえた目的・ねらいをもって、体系的に進めている。
- ひょうごGIGAワークブック・・・「情報モラル」と「情報活用」の育成や向上を図るため、兵庫県教育委員会が一般財団法人LINEみらい財団と連携し作成した、活用型情報モラル教材。
- 兵庫県管理職・教員資質向上指標・・・管理職や教職員のキャリアステージに応じた資質の向上のための指標。

- 兵庫の教育推進月間・・・平成16年から11月を「兵庫の教育推進月間」と設定し、学校、家庭及び地域社会が連携した教育活動や、子どもたちの教育への県民の理解を一層深めるための取組。
- 副籍・・・特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

【ヤ行】

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿・・・健康な心と体、自立心、協同性、道徳性など幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通じて資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿。

【ラ行】

- 令和の日本型学校教育・・・日本の学校教育のこれまでの成果を踏まえつつ、変化の予測が難しいと言われるこれからの時代の形成者を育成する学校教育はどうあるべきか、その姿を端的に表現したもの。(小学館「みんなの教育技術」)

【ワ行】

- ワーク・ライフ・バランス・・・働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

🌟表紙を飾る児童・生徒のきらめき写真



			<ul style="list-style-type: none"> ●佐用小学校 2年生 国語の授業 意見交換
			<ul style="list-style-type: none"> ●上月中学校 生徒会主催 縦割班オリエンテーション キンボール
		<ul style="list-style-type: none"> ●南光小学校 3年生 ホタルの観察 	<ul style="list-style-type: none"> ●上津中学校 3年生 修学旅行班別 行動先を検索中
<ul style="list-style-type: none"> ●上月小学校 6年生 皆田和紙 紙すき体験 	<ul style="list-style-type: none"> ●三日月小学校 2年生 町たんけんて が「リノスタ」訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ●佐用中学校 50周年記念行事 小深田大翔選手に 握手を求める生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ●三日月中学校 3年生 三日月保育園児に 絵本の読み聞かせ

第4期佐用町教育振興基本計画

編集・発行／佐用町教育委員会

発行年月／令和7(2025)年3月

〒679-5380兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

☎0790-82-2424